

第2回 まちづくり常任委員会会議録

令和3年3月2日(火)
委員会議室

○会議日程

- 1 開会宣告(10時25分)
- 2 調査事項
 - (1) 総務財政課所管
 - ①令和3年度幌延町各会計予算(案)の概要について
 - (2) 保健福祉課所管
 - ①第8期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画について
 - ②幌延町障がい者総合支援計画について
 - (3) 企画政策課所管
 - ①第6次幌延町総合計画前期基本計画について
 - ②幌延町強靱化計画について
 - ③地域公共交通について
 - (4) 産業振興課所管
 - ①農業用水道の整備について
 - (5) 建設管理課所管
 - ①名林公園危険木伐採に係る診断装置と検証結果等について
 - ②幌延町営住宅条例の一部改正について
 - ③幌延町簡易水道事業経営戦略(案)について
 - (6) 保健福祉課所管
 - ①インフルエンザ予防接種費用助成範囲の拡充について
 - ②新型コロナウイルス感染症対策について
 - (7) 住民生活課所管
 - ①ペンケウブシ川への油流出の現状について
 - ②令和3年度国民健康保険税率等の方針について
- 3 その他
- 4 閉会宣告(17時11分)

○出席委員（8名）

委員長	3番	齋賀弘孝
副委員長	6番	吉原哲男
委員	1番	高橋秀明
委員	2番	佐藤忠志
委員	4番	植村敦
委員	5番	無量谷隆
委員	7番	西澤裕之
委員	8番	高橋秀之
町長		野々村仁
副町長		岩川実樹

○出席説明員

総務財政課長	藤井和之
保健福祉課長	村上貴紀
企画政策課長	角山隆一
産業振興課長	山本基継
建設管理課長	島田幸司
住民生活課長	早坂敦
教育次長	伊藤一男

企画振興G主幹	山下智昭
建設管理課技術長	植村光弘

保健推進係長	得能睦美
包括支援係長	山本恵美
社会福祉係長	清水和也
地域振興係長	梶淳
農政係長	新野貞治
公園住宅係長	多田純司
上下水道係長	宮下勇人
生活環境係長	長山慎吾
税務係長	村元夏輝

管理G主任	久保田明祥
-------	-------

生活G主事	植村瞭平
-------	------

○議会事務局出席者

事務局長	藤田秀紀
主事	満保希来

齋賀委員

それでは、皆さんご着席ください。
ただいまより、第2回のまちづくり常任委員会を行います。
開会にあたり、野々村町長より、御挨拶をいただきます。

野々村町長

改めておはようございます。
常任委員会に御参集をいただき誠にありがとうございます。
本日の案件は、見てのとおり、沢山あります。
計画等が4本ございますし、報告等も2～3件あって、その他、定例会に関する御説明等も含めて14件ということでございます。
忌憚のない御意見をお聞かせいただければと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて御挨拶にさせていただきます。

齋賀委員長

ありがとうございました。
本日の出席議員は、委員は全員8人でございます。
皆さん、調査事項たくさんありますので、気をしっかり持って、会議に挑んでください。
それでは、調査事項1番 総務財政課所管「令和3年度幌延町各会計予算案の概要について」の説明を求めたいと思います。

藤井総務財政課長

改めて、常任委員会よりお願いいたします。
冒頭、町長の御挨拶にもございましたとおり、本日の案件がたくさんあります。
所管の関係で、課がちょっと跨いでしまうという状態もちょっと発生してありますが、職員の事業等の関係があつてですね。
特に保健福祉課の所管なのですが、最初、この後に行うのと、そのずっと下のほうに、6番目でまた出てくるというふうになんかちょっと分かれてしまうことを御了承いただければと思います。
それでは総務財政課所管の令和3年度の幌延町各会計予算案の概要について、御手元に配付の各会計予算説明資料により御説明をさせていただきます。
また新年度各会計予算説明につきましては、本会議においても、提案理由を御説明させていただきます。内容については、主な事項の説明とさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。
2ページをお開きください。
「1各会計別 当初予算総括表」をご覧ください。
令和3年度幌延町各会計予算の合計は、56億9,612万円で、前年度当初予算対比6億490万8千円、9.6%の減で、一般会計予算は44億3,400万円で、前年度当初予算対比6億2,900万円、12.4%の減となっています。
減額の主な要因は大型事業のこぞくら荘ボイラー改修事業や紙おむつ燃料化施設建設事業の完了、橋梁改修工事、橋梁架替工事数の減少などです。
下の表2当初・繰越予算の状況をご覧ください。

令和2年度一般会計予算及び国民健康保険診療所特別会計の繰越明許費は、3月定例会に提案の補正予算で設定予定の1億4,455万7千円が、令和3年度への繰越となります。この繰越を合わせますと、一般会計の合計は45億5,909万8千円、全会計の合計58億4,067万7千円の予算規模となります。

それでは、一般会計予算の主な増減について説明いたします。

始めに歳入ですが、9ページをお開きください。「1の1 歳入款別 予算額の内訳」の右側の増減欄をご覧ください。

1款 町税では、1,713万2千円、2.9%の減となっておりますが、償却資産に係る固定資産税の減少が要因です。

6款 法人事業税交付金は、税制改正に伴い法人税割の減収分の補填措置として、令和2年12月補正で初めて予算計上されておりますが、令和4年度までは経過措置による算出となり、令和3年度は400万円の計上です。

10款 地方交付税では、1億6千万円、7.5%の減で、予算額は19億7千万円を計上しています。うち普通交付税では、前年度当初予算より1億4千万円の減で17億7千万円を計上、特別交付税は交付実績を勘案して2億円の計上です。

以下、事業費等に係る国、道などの支出金、財源に係る繰入金、受託事業収入など、資料記載のとおりとなっております。

次に歳出ですが、14ページをお開きください。

上の表、「1の1 歳出款別 予算額の内訳」の右側の増減欄をご覧ください。

1款 議会費では466万9千円、9.6%の増ですが、主な増減としては、道外視察や人件費などです。

2款 総務費では、1,607万5千円、2.5%の増で、主な増減としては、産業・地域振興センター空調設備改修工事における実施設計、公共交通対策管理費では無人駅の管理経費、沿岸バスへの補助金を計上している生活交通路線等維持費の増などです。

3款 民生費では、2億4,223万9千円、24.9%の減で、主な要因は、こぎくら荘ボイラー設備改修支援事業、北星園民営化支援事業などの事業完了の減やこぎくら荘施設LED化支援に伴う補助金や各種会計年度任用職員などの人件費分の増などです。

4款 衛生費では、4,817万1千円、15.9%の減で、主な要因は、じんかい芥処理費で西天北5町衛生施設組合負担金6,662万5千円の減、新型コロナウイルスワクチン接種事業は1,642万7千円の増、予防事業470万7千円の増などです。

6款 農林水産業費では、8,124万7千円、13.5%の増で、主な要因は、新規計上として問寒別地区草地畜産基盤整備事業5,681万6千円の増、問寒別地区農業用水道施設改修事業1億1,727万円の増のほか、令和2年度で補正した問寒別地区道営畑地帯総合整備事業、上幌延開進地区道営畑地帯総合整備事業の完了に伴う減などです。

7款 商工費では、558万8千円、3.6%の減で、主な要因は、商工会地域振興事業の減、観光PR促進事業の事業完了などです。

8款 土木費では、2億881万1千円、23.6%の減で、主な要因は、橋梁長寿命化改修事業の工事数の減少などで9,835万8千円の減、町道問寒中間寒線道路改良事業8,409万6千円の減、問寒別除雪センター整備事業4,548万円の減、山村広場遊具施設整備事業3,542万円の減のほか、新規計上として、町道上幌1号線法面補修、町道3条中

通り道路改良事業に伴う測量調査、詳細設計、町道駅前仲通り道路改良事業にかかる現況調査、地質調査などを計上しております。

9款 消防費では、3,633万1千円、25.1%の増で、主な要因は、北留萌消防組合負担金のうち高規格救急車3,561万1千円の増、デジタル無線設備機器更新で750万4千円の増などです。

10款 教育費では、1,406万6千円、3.6%の減で主な要因は、問寒別小中学校改修事業2,024万9千円、幌延中学校改修事業1,266万6千円の減など、事業完了などによるものです。

12款 公債費では、2億4,844万7千円、27.3%の減で、元金2億4,622万7千円の減、利子222万円の減で、町債の借入残高の減少により減額になっています。

以上が歳出の主な増減です。

19ページをお開きください。

(6) 町債の発行事業です。

一般会計の町債の令和2年度末現在高は、35億2,244万2千円の見込みで、令和3年度の発行見込額は5億4,420万円、償還元金は6億5,331万1千円で、令和3年度末現在高は34億1,333万1千円になる見込みです。

20ページをお開きください。

(7) 基金積立・取崩額及び充当事業です。

一般会計が所管する基金の令和2年度末現在高の合計は、53億9,833万2千円の見込みで、令和3年度の積立額は1億2,031万円、取崩額は2億2,480万1千円で、令和3年度末の基金現在高の合計は52億9,384万1千円になる見込みです。

取り崩しの主な基金は、ふるさと創生基金9,550万円、ふるさと応援基金1,920万円、エネルギー施策等振興基金1,080万円、公共施設等整備基金8,700万円です。

取り崩しは、町債の繰上償還や地方創生事業、公共施設等の整備・補修事業等の財源になります。基金に依存した予算に注意を払い、将来を見据えた健全な財政運営に努めてまいります。

なお、今年度で羽幌線代替輸送確保基金の現在高が0円となる予定です。

この基金は国鉄民営化により国からの交付金が原資で創設されたもので、関係市町村では基金はすでにないとの情報です。関係自治体も含め沿岸バスの運営補助にあてていたものですが、本町においては、今後の課題である、JR北海道、沿岸バス、地域公共交通など、それぞれの事業継続性や財源確保の観点などから、およそ1年をかけて本基金の検討をしていきたいと考えております。

25ページから30ページは主な事業の概要と繰越事業の概要を掲載しており、31ページの表は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事業を再掲し、まとめた表になります。

32ページからは、特別会計予算の概要を掲載しています。

国民健康保険特別会計ですが、(1)歳入歳出 款別予算額の内訳をご覧ください。予算額3億3,525万6千円で、前年度との増減は1,228万8千円、3.8%の増額です。

主な増減としては、歳入では、国民健康保険税で87万1千円の減、道支出金では普通交付金と、国保診療所の運営費補助に係る特別調整交付金などで1,311万3千円の増、繰

入金414万6千円の増です。

歳出では、保険給付費753万7千円の増、北海道に保険料として納める国民健康保険事業費納付金434万3千円の減、保健事業費で751万2千円の増です。

次に、33ページの国民健康保険診療所特別会計ですが、予算額は3億6,685万9千円で、前年度との増減は2,723万3千円、8%の増です。

主な増減としては、歳入では、入院料で212万3千円の減、外来診察料で310万2千円の減、歳出では、診療所業務費2,522万9千円の増、医師業務強化費で319万1千円の増です。

34ページの後期高齢者医療特別会計ですが、予算額4,674万4千円で、前年度との増減は487万4千円、9.4%の減です。

主な増減としては、歳入では、繰入金487万円の減、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金504万3千円の減です。

次に、35ページの介護保険特別会計ですが、

保険事業勘定は、予算額2億3,191万6千円で、前年度との増減は1,780万4千円、7.1%の減です。

主な増減としては、歳入では、今年度から改定となる介護保険料375万3千円の減をはじめ、保険給付費等の減少により国庫支出金、支払基金交付金、道支出金、繰入金、繰越金が減額となり、あわせて1,780万4千円の減です。

歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費、予備費などあわせて1,780万4千円の増です。

36ページの介護サービス事業勘定は、予算額808万4千円で、前年度との増減は73万5千円、8.3%の減です。

主な増減としては、歳入では、サービス収入で44万7千円の増、繰入金118万2千円の減、歳出では、総務費で74万3千円の減です。

介護保険特別会計の予算総額は2億4千万円、前年度との増減は1,853万9千円、7.2%の減となります。

次に、37ページの簡易水道事業特別会計ですが、予算額7,716万円で、前年度との増減は742万4千円、10.6%の増です。

主な増減としては、歳入では、使用料及び手数料で水道使用料の増加により136万5千円の増、繰入金166万3千円、諸収入64万8千円の減、町債840万円の増です。

歳出では、水道管理費で1,314万5千円の増、水道整備費445万5千円、積立金261万2千円が減です。

38ページの下水道事業特別会計ですが、予算額1億9,610万1千円で、前年度との増減は56万円、0.3%の減です。

主な増減としては、歳入では、使用料及び手数料で174万4千円の増、国庫支出金で社会資本整備総合交付金の100万円の減、繰入金488万5千円の減、町債470万円の増です。

歳出では、一般管理費1,112万円の増、施設管理費で511万6千円の減、施設整備費で昨年度の事業完了により1,236万4千円の減です。

以上で、令和3年度 幌延町各会計予算の概要についての説明を終わります。

本会議において、詳細な提案理由を申し上げますとともに、予算委員会において質疑をお願い申し上げ、説明を終わります。

齋賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明で確認しておきたいところがありましたら、委員の皆さん、手を挙げて発言してください。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、本会議等でよろしく申し上げます。

それでは続きまして、調査事項の2番 保健福祉課所管「第8期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」についての説明を求めたいと思います。

村上保健福祉課長

それでは、第8期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画について説明をさせていただきます。

介護保険制度は、保健・医療・福祉の各サービスが総合的・一体的に提供され、社会全体で介護を支えていく仕組みとして平成12年度から開始されて以降、3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する市町村計画の策定が、介護保険法において義務付けられております。

現計画であります平成30年3月に策定しました第7期の計画期間が本年度末をもって満了することに伴い、策定作業を進めております、第8期 幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の案がまとまりましたので、その概要についてご説明いたします。

本計画は、第7期計画期間の介護給付の実績や昨年10月に実施しましたアンケート調査結果などを踏まえまして、第8期の令和3年度から令和5年度までの3カ年の計画を策定するものでございます。

第8期における第1号被保険者の介護保険料につきましては、国からの財政調整交付金の交付基準の見直しや、介護報酬改定などの影響により、保険料の引き上げが見込まれましたが、第7期までの余剰金などを活用し、第10期までの3期9年間の保険料の急激な上昇を抑えるよう調整した結果、保険料基準額は、現在の年額6万7,400円、月額ですと5,614円が、次期計画では、年額が6万4,800円、月額では5,400円と、年額で2,600円、月額で214円の減額。率でいうと3.8%の減となります。

現時点では、全国や全道の平均基準額が公表されておきませんので、この保険料がどのような水準かというようなことは不明でございますが、担当者間での情報によりますと、宗谷管内の平均額程度となる見込みでございます。

介護保険の制度改正や計画の概要につきましては、担当である社会福祉係長 清水から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

清水社会福祉係長

それでは、第8期幌延町介護事業計画及び幌延町高齢者保健福祉計画（案）の概要についてご説明申し上げます。

お手元に配布させていただいております第8期 幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画、第8期 介護保険事業計画期間における制度改正及び計画概要についてにより説明させていただきます。

一緒に配布しております計画の概要版につきましては、参考としましてお時間のあります時にご覧いただきたく思います。

はじめに、A4判横で配布させて頂きました、第8期 介護保険事業計画期間における制度改正及び計画概要についてをご覧ください。こちらでは、来期計画における制度改正及び保険料について説明いたします。

1 ページお開きください。

介護保険制度の改正の全体像として、2025年及び2040年を見据え、地域包括ケアシステム、介護保険制度を基盤とした地域共生社会が示されており、図で表現したものとなります。

次ページをご覧ください。

ここより、来年度以降の介護保険制度の主な改正点となります。

まず、事業の対象者の弾力化として、現在、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型・通所型については、要支援及び事業対象者のみしか利用できませんが、要介護状態になっても利用可能とするものです。

次ページをご覧ください。

認定事務に関することとして、現在、更新認定者に対する有効認定期間について最長36ヶ月となっておりますが、12カ月延長され、48カ月となります。

次ページをご覧ください。

介護保険制度の持続可能性の確保の1つ目として、補足給付における負担限度額の見直しがあります。現在、世帯課税及び本人の収入状況により、施設利用にかかる食事及び部屋代の負担軽減がなされています。図で着色しております、第3段階の区分がさらに細分化されることで、第3段階②に該当する方の、負担軽減が下げられることとなります。

次ページをご覧ください。

介護保険制度の持続可能性の確保の2つ目として、補足給付における預貯金等の基準の見直しがあります。現在、預貯金等の基準については、どの段階においても、1千万が基準となっておりますが、第2から第3段階の方については、図のとおり、基準額上限が引き下げられます。

次ページをご覧ください。

確保の3つ目として高額介護サービス費の自己負担額の見直しがあります。年収によって、月の自己負担上限額が細分化されることとなります。

次ページをご覧ください。

確保の4つ目として、調整交付金の交付基準の見直しとして、要介護認定率から介護給付費による重み付けを行う方法への見直し、介護予防情報の活用等が検討されています。

次ページをご覧ください。

介護保険給付費等の総額として、今期及び来期の見込及び実績比較等を図表化しております。今期と比較し、実績、来期計画見込み値共に減額となっておりますが、今期計画の実績と来期見込を比較した際には、今後のサービス需要を見込し、増額となっております。

次ページをご覧ください。

第1号被保険者の介護保険料として、来期から第10期までの保険料試算をしております。来期の月額保険料については、基金を充当し214円減額の5,400円としております。

次ページをご覧ください。

本町のこれまでの基準保険料の経過と近隣市区町村の保険料見込についてなります。

近隣町村については、あくまで現段階における試算であるため確定ではありません。現時点における、参考程度にとどめておいていただくたく思います。傾向としては、全体的に維持または増額となっている町村が多くなっております。

以上が、第8期 介護保険事業計画期間における制度改正及び保険料となります。

続きまして、第8期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画案の概要について説明させていただきます。

3ページをお開きください。

第1部総論、第1章 計画策定にあたって、第1節計画策定の趣旨では、介護保険制度と策定の経緯について記載しています。

第2節介護保険制度等の改正のポイントでは、先程説明した来期からの保険制度とはことなり、計画策定に関わる制度改正についての記載となっております。

第3節計画の法的根拠は、計画策定の根拠を記載しております。

第4節計画の位置づけでは、幌延町総合計画、道等の計画との整合性を記載しています。

5ページをお開き下さい。

第5節計画の期間では、第8期の期間を2021年度から2024年度までの3か年と定めています。

第6節日常生活圏域の設定ですが、日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で、要介護状態になった時でも、生活継続が可能となるような基盤整備の単位で、第8期も、町全域を1圏域として設定することとしました。

第7節策定体制では、計画の策定に町民の意見を反映させるためアンケートの実施、幌延町介護保険事業計画及び幌延町老人保健福祉計画策定委員会において審議した旨を記載しています。

6ページをお開き下さい。

第2章 高齢者を取り巻く幌延町の状況、第1節

高齢者人口・高齢者世帯等の状況、1人口構造では、(1)総人口・高齢化率の推移、(2)人口ピラミッドで、人口推移等について、8ページの高齢者世帯の状況で世帯推移を記載しています。

9ページ第2節 要支援・要介護認定者の推移は、これまでの要支援。要介護認定者の推移について記載しております。要介護1、4については減少傾向となっております。

10ページをお開き下さい。

第3節会保険サービスの利用状況では、1受給者数・受給率の推移、2給付費の推移について記載しております。どちらも、減少傾向となっております。

12ページをお開き下さい。

第4節他自治体との比較では、12ページ、1認定率の比較、13ページ2高齢化の進行状況と要介護認定率の比較、14ページ3介護保険サービス受給率の比較、15ページ、4サービス系統別と被保険者1人あたり給付月額との比較として、近隣町村、全国、北海道との比較をとして図表で表しています。傾向として、全体的に低い水準で推移しております。

16ページをお開き下さい。

第5節アンケート調査からみる高齢者等のニーズ・意識では、昨年10月に実施しましたアンケート概要等について記載しております。

26ページをお開き下さい。

第6節 計画の振り返りとして、1介護保険事業の運営、2高齢者施策の進捗状況について、記載しています。第1号被保険者数や、要介護認定者数、認知率はおおむね見込み通りとなっています。

28ページをお開き下さい。

第3章計画策定における方向性の整理では、計画策定における方向性を整理することとし、超高齢社会への対応、健康増進、介護予防活動の推進、地域包括ケアシステムの深化・推進、認知症高齢者・家族への支援、権利擁護、安心・安全なまちづくりの6つとします。

30ページをお開き下さい。

第4章計画の基本的な考え方、第1節計画期間の高齢者等の見込みについて、総人口の見込みについては、総合計画で見込んでいる人口推計と連携しています。

2被保険者数の推計、3 要支援・要介護認定者数の推計は、過去の実績等から行っています。

32ページをお開き下さい。

第2章 第8期介護保険サービスの見込みとして、各種サービス量の見込みについて、32ページから35ページにかけて記載しています。算出方法として、これまでの利用実績と施設の定員から見込みました、

36ページをお開き下さい。

第3節 基本理念は、第7期同様、最上位計画ではある、総合計画の保健・福祉・医療分野で歌われてる、健やかな暮らしを共に支える、を引き続き基本理念としています。

37ページ第4節 基本目標についても、第7期計画同様、健康づくりの推進、地域包括ケアシステムの強化・深化、高齢化に対応したまちづくりの推進、介護保険事業の推進の4つをかかげています。

38ページをお開き下さい。

第5節施策の体系として、4つの基本目標に対する、施策体系について表しています。

41ページをお開き下さい。

第2部高齢者福祉施策の展開、基本目標1健康づくりの推進、1-1疾病予防の充実では、1-1保険事業の推進として、41ページから42ページで一次予防事業としての、知識啓発や健康相談、健康教育について42ページから47ページで二次予防事業としての、特定健診や保険事業、各種検診等について記載しています。健康づくりでは、各種事業継続により、疾病の早期発見や悪化防止の促し、健康維持・増進につなげ、普及啓発等をおこなうことで、主体的な取り組み、意識の定着に努めます。

48ページをお開き下さい。

基本目標2 地域包括ケアシステムの強化・深化では、第7期計画同様2-1-1在宅医療・介護の連携推進、2-1-2認知症施策の推進、2-1-3生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、2-1-4高齢者の居住安定に係る施策との連携の4つを施策として記載しておりますが、第8期計画においては在宅医療・介護の連携推進の取組みとして、訪問看護サービスなどの在宅生活支援サービスの拡充に向け各関係機関と検討を行って

いる旨、今後の取組みとして、在宅生活支援サービスの提供体制の在り方について考えを深めることを新たに記載しています。

50ページをお開き下さい。

基本目標3 高齢化に対応したまちづくり推進、3-1 高齢者の人権尊重、3-1-1-権利擁護の推進として、第7期計画同様、成年後見制度利用支援と高齢者虐待防止について記載しています。

52ページ3-2 居宅生活のための支援事業、3-2-1 居宅生活支援事業では、第7期計画同様、52ページから55ページにかけて、9つの事業を記載しています。

55ページ(9) 介護保険サービス外のサービス提供支援では、幌延町社会福祉協議会において実施している保険外、横出しサービスについて、拡充に向け検討を続ける旨記載しています。

56ページをお開き下さい。

3-3 生活環境の整備、3-3-1 高齢者に配慮した環境の整備として、第7期と同様に、7つの事業を記載しています。

57ページ高齢者向け、優先住宅については、アンケート調査で把握した、独居生活に不安を抱えた高齢者が求める住居環境について、今後、その結果を尊重しながら整備について検討する旨、記載しています。(7) 移動手段の支援では、町外受診支援について地域の事業者と連携しながら支援を継続し、地域で暮らし続けることができるよう、関係機関等と地域に合った知己交通体系整備について進め、公共交通の利便性向上に努める旨を記載しています。

58ページ3-4 生きがいつくりの推進では、3-4-1 生涯学習の推進など4つの事業を記載しています。

60ページをお開き下さい。

基本目標4 介護保険事業の推進、4-1 介護給付及び介護予防給付サービスとして、60ページから61ページにかけて居宅サービスと施設サービス、62ページで地域密着型サービスについて記載、取組みとしてニーズの把握等に努め供給の確保を図ることとし、あわせて各種サービスの種類と説明をしています。

63ページ、4-2 地域支援事業、4-2-1 介護予防・日常生活支援総合事業として、63ページで、7つの事業概要を記載し、64ページから65ページにかけて各種事業の実績・計画値を記載しています。

地域の支え合いの体制づくりを推進し、要介護状態等になることを予防し、可能な限り地域において自立した生活が送られるよう支援することとしています。

66ページをお開き下さい。

4-2-2 包括的支援事業では、第7期につづき、地域包括支援センターを中核機関とし、権利擁護、総合相談・支援、認知症施策等を推進することとしています。

71ページをお開き下さい。

『第3部 介護保険事業の見込み、第1章介護保険給付及び介護予防給付に係る費用の見込み、第1節 介護給付及び介護予防給付に係る費用の見込み、1 介護給付に係る給付費』では、34ページから35ページに記載しています見込サービス量に対する給付の見込みを図表で73ページにかけて記載しています。

73ページ第3節保険料について、『1介護保険サービス事業量設定の基本的な考え方』につきましては、第1号被保険者、65歳以上の方の保険料の算出の流れについて、わかりやすいよう、図表で記載しています。

75ページ2介護保険保険料の財源につきましては、標準給付費、地域支援事業費における財源の仕組みが図表で記載しています。

76ページをお開き下さい。

3第1号被保険者保険料の推計として、76ページから78ページにかけて、第8期の基準保険料が5,400円となる根拠について、わかりやすく伝わるよう図表を用いて説明しています。

79ページ、3第1号被保険者の所得段階別保険料については、第7期同様に、所得に応じた負担割合を、国の標準的なものを適用することとし、所得段階別の年額保険料を第7期と比較できるよう記載しています。国が実施する低所得者保険料軽減事業により、第7期最終年度同様「第1段階保険料負担割合を、0.5%から0.3%、第2段階保険料負担割合を、0.75%から0.5%、第3段階保険料負担割合を、0.75%から0.7%」に引き下げて算出しております。

83ページをお開き下さい。

『第4部 計画の推進、第1章 介護保険の円滑な制度運営のための方策』として第7期計画と同様に第1節 制度周知等の推進、第2節 介護給付等の適正化、第3節 介護サービス事業者への指導・助言、第4節 相談体制の充実、第5節 共生型サービスの提供、第6節 利用者保護体制の確立の6つとしています。

85ページ、第2章 高齢者保健福祉の取組では、第1節 保健・医療・福祉の連携の促進、第2節 地域関係団体との連携の強化、第3節人材の育成・確保、第4節感染症対策に係る体制整備、第5節国・北海道による市町村支援の5つとしています。

87ページ、第3章 事業の達成状況の点検及び評価については、第7期計画から変更点がないため説明を省略させていただきます。

91ページをお開き下さい。

資料編として、91ページから94ページにかけて策定経過、策定委員会設置要綱、委員名簿を記載しています。

95ページから98ページにかけて、用語説明として、計画に記載している用語について説明しています。

以上で本計画の概要説明とさせていただきます。

斎賀委員長

はいありがとうございました。

ただいまの説明について、委員の皆さんから、御意見、質問等ありましたら、指名を受けてから発言してください。

植村委員

説明、かなり詳しく事業計画の説明を受けたんですけど、この中で、このアンケートに基づいて、計画を組んだというんですけども、高齢者の共同生活をする施設、そういったものの要望というのは、アンケートの中では、あまり見られなかったということなんでしょうか。

清水社会福祉係長

ただいまの植村委員のご質問に回答させていただきます。

アンケートの中で、町内に安価で借りることができる住宅等が整備された際に生活したいと思いませんかという事でアンケートを行ったんですが、その場合に374名の内、したいという方が82名、全体の21.9%ぐらいということで、ほかの方はしたくないわからない無回答という形で、回答が得られているという状況にはなっております。

一定数の方から、そういう住宅等が整備された際には、ちょっと考えたいとかっていうことでの回答が得られております。

植村委員

安価なって言ったら、そう簡単にはいかないんで、それなりの自己負担が生ずるということになれば、また希望者がガクンと落ちるということになってくるのかなと思うんですけども、実際やっぱり、そういった日常の生活を考えると、そういった施設があれば、できれば入居したいという考えの高齢者の方、一人暮らしの高齢者の方とかっていう、生活に不安とかを感じてる高齢者というのが、多く、いるのかなというふうに思うんですよね。

それで、あとは行政として、そういった施設をどう支援しながら、そういう人たちに入居してもらおうかという問題点だけでないかなという気がするんですけども、今後踏み込んで、その辺は、検討していくという考え方っていうのはないんでしょうか。

村上保健福祉課長

昨年10月に実施したアンケートの結果につきましては、ただいま係長のほうから、専用の住宅等整備された場合ということでの結果としては、3割弱程度の方の希望があるというような結果が得られたということで、現在、地域包括ケアシステムの構築等に向けた庁舎内の職員レベルでの検討を進めているというような状況で、今後、関係機関も交えた中で、ある程度地域での必要性等々を検討をしていくというような段階になっていることから、計画の中では、先ほどの説明の中でも説明させていただきましたけれども、57ページの中で、高齢者向けの住宅というところの中で、アンケート調査で把握したニーズ等を踏まえ、その結果を尊重しながら、整備について、検討を行いますということで記載をさせていただいております。今現在、整備する、しないというようなことははっきりという段階ではないことから、今、検討段階というところでの記載とさせていただきますので御理解をいただければと思います。

植村委員

あくまでも計画という段階なんで、なかなかその細部にわたって決めてということにはならないのかなと思うんですけども、こうやって説明を聞かしていただいて、ある程度、細やかに、いろんな事業も取り組んでいくというものは見受けられるんですけど、果たして、これで、高齢者が幌延に住んで不安を感じないで、暮らせることができるのかな。今までの例を言えば、やはりちょっと体に支障がおきたとか、不自由が生じたっていう場合は、ほとんど、幌延から出て、都会の大きな病院の近くに転居していくというのが、今までの例だったなというふうに思うんですよね。できるだけ、それをこの町で、そういった人たちの要望にこたえるサービスをできるように、やっぱり心がけていかなければならないのかなと思うんですけども。

それを防ぐことによって、人口の減少率もかなり変わってくるんじゃないのかなと思うので、ぜひとも、そういった方向で、元気で暮らしてる高齢者には、こういった計画というの

は縁のないものかもしれませんが、少しでも体調が悪いという方にとって、やはり、安心して暮らせる町にするための手段というのをもっともっと強力に進めていってもらいたくなっていう。この計画の中でも、やはり見直ししながらでも、やってもらいたいなというふうに考えるんですけども、その辺、どういうふうな捉え方してるのか。

野々村町長

御意見は、以前からもお話を議員ともしておりますけども、やっぱり、必要性というのは、目に見えてあることだということですし、今回のアンケートについても、一定数の方々というのは、そういうのがあればねっていうことがある。

数字で細かく言うと本当に人の入る気がありますかっていうところ最終的なところに行くと、2ケタはなくて1ケタなんです。だから6人とか7人とかっていう数になってしまうところなんですけども。最終的にでも、そういう人たちが必要としているということですから、そこは検討していかなければならないということで、この計画の中にもこういう書き方をして盛り込んでいく。そこは、いつまで作ればいいという期限はないんですけど、急いでそこは作るべきことだろうということで内部のほうでは、一生懸命検討もしています。

ただ、家に愛着を持って離れたくないという意向の方のほうが強くて、やっぱりそこは、そういう気持ちもあるけども、在宅1人でのいるんだけども、その家を離れたくないというアンケートの結果に出ているということで、余程、安価で入居できる、または、いろんな形でその居住要件をどのように満たすかによって費用が相当大きく変わってくる。サ高住だとか、小規模多機能だとか、そういうような施設に公的な形をとっちゃうと、なかなか大きな費用がかかってしまって、国民健康保険の高齢者の割合が多い幌延町にとっては、大変負担が大きいと。

だから、単独で進めて、見まわしができるような形の住宅というのは、どういうことがあるか。また、住みたくて、離れがたいという御意見の中で、在宅介護をもっと充実させるためにはどうであるかということは今でも、この計画をつくる時も、内部で検討したところでもあります。

あとは、もう病院の関係になってしまうんじゃないかっていう気が私どもしてて、全てがそういう難しい病気だったり、重い病気だったりっていうのが、近郊の診療所では出来ないということで、即、大きな専門医のある病院にお子さんが連れていっちゃうっていうところは、これはもう致し方ないのかなということで、今の元気な高齢者が、やはりここに住んでもらえる体制づくりをやはり進めていく。そういうことを目指して、やっていくことが1番大事なことなんだろうと私どもも考えてますので、議員おっしゃるとおり、急いでこの問題には、まずは在宅介護のサービスも含めて、住宅環境の在り方というものも詰めていきたいと、そのように考えてるところです。

斎賀委員長

ほかに発言ありませんか。

(一同無言)

ちょっと私からいいですか。

3ページにあります、この策定にあたってで、最後のほうにあります、第8期となる本計画では、さらに高齢化が進むことが見込まれる2025年2040年を見据えたサービスをつくっていくんだということなんですけど、具体的にこの2025年2040年にどのぐら

いの人口ピラミッドになっているのか、7ページに折角2019年度があるんだから、ここに更に高齢化が進むって書いてあるんだから、2025年2040年はどれぐらいになるのかを人口ピラミッドを書いてくれたほうが、もっと、目を惹いたんではないかなと思ってます。

それと2つ目は、ちょっとお聞きしたいのが17ページに、地域の活動のニーズ調査の中で1番人気のあるのが、収入のある仕事って書いてありますよね。現在も収入のある仕事があるんですか。それとも収入のある仕事をつかってほしいというアンケート結果なんですか。
清水社会福祉係長

ただいまの斎賀委員長から御指摘と御質問あった件について、回答したいと思います。

3ページで、2025年2040年を見据えてやっていくってことを記載しているということで、人口ピラミッド等について7ページのほうに記載してもいいんじゃないかということでの御指摘をいただいたとは思いますが、こちらのほうにつきましては、あくまでも現段階でどうなってるかっていうことで表現させていただきまして、将来推計については、それを踏まえて計画を見込んでいくっていうことで、国とか道の策定方針においても、こちらのほうは求められてない部分もあるので、まずわかりやすく今現在の状況ということで人口のほうは、現段階のほうは記載のほうはさせていただいておりました。

続きまして17ページのところですが、こちらのほうは、今現在どのような活動をしているかっていうことでのアンケートになりますので、こちらのほうにつきましては、希望するではなくて、今現在収入ある仕事を行っていてそれを地域での活動としているってことでの回答というふうになります。

斎賀委員長

わかりました。

でも、2020年2040年の計画値を見ていったら、健康相談の人数も減ってる割合っを書いてますよね。だから、幌延はそんなに高齢化が進まないから、健康相談の開催を減らしてるのかなと思ったんですよね。

だから、やっぱり、予測値なんだから、具体的に書いてもよかったんじゃないかなと思っております。

収入のある仕事、現在ってというのは、どういう収入のある仕事が人気があるんですか。具体的にちょっと教えてください。

村上保健福祉課長

この17ページのアンケートの調査内容についてなんですけども、現在の活動を65歳以上の方が、地域の活動として、主にどのような活動をしていますかというような問いかけに対して、収入のある仕事、要は、収入得て仕事をしているというのが主な活動ですという方が、この数があったということで、その仕事の内容まで問うような内容にはしていないので、そこまでの調査結果にはなっていないということで御理解いただければと思います。

斎賀委員長

はい、わかりました。

折角、収入のある仕事こんなに人気があるんだから、これ、一部の地域なのか、全町的なのかわからないから、一部の地域だったら、これを全町に広めていけば、もっと地域の活動は、高齢者に活発になるのかなあと思ったんで、折角、そこまで聞いているんだしたら、何

が収入になって、こんなに活動しているのかを聞いて欲しかったなあと思います。

西澤委員

60ページの介護保険事業の推進の居宅サービスのところの今後の取組については、概要版の6ページに訪問看護につきましては、令和4年度以降、サービス量を記載されているんですが、これは、訪問看護を幌延町でやるという理解でよろしいんですか。

清水社会福祉係長

ただいまの西澤委員の御質問について回答したいと思います。

令和4年度以降に、給付の見込みとして、訪問看護のほうを見込んでいるんですが、こちらのほうとしましては、先ほどの計画策定の際に、訪問看護等を含めて在宅生活支援サービスの検討を行っているということで記載をしております、該当ページが48ページの部分ですね。48ページをご覧いただければと思います。

私のほうで先ほど、計画の概要の時にちょっと説明漏れがありまして、申し訳なかったんですが、こちらの現状の一番下の欄のほうを見ていただきますと、今現在、訪問看護サービスなどの在宅生活支援サービスの拡充に向け、関係機関と行っているというふうに記載させていただきまして、今後の取組として、在宅生活支援サービスの提供のあり方について検討を行って、考えを深めますということで、まず記載させていただいております。こちらのほうが、今後の医療とかっていうところも必要だということ、訪問看護のほうも求められているというアンケート結果のところから、今現在、勉強会等を含めて行っているところなんですけど、その提供の在り方として、本町においてそういう訪問看護ステーションを設置して、サービス提供していくのか、それとも外部のほうから、訪問看護の事業者の方に来ていただいて提供していくのかということ、まだ、検討段階というところでもあるんですけども、その検討していく中での実績っていいですか実態として訪問看護を実際に利用する方も、出てくるかっていうことを見込みまして、ちょっと人数も少ないんですけども、数値としては、令和4年度以降から、ちょっと見込ませさせていただいているってな状況です。

西澤委員

説明はわかりました。

ただ、概要版に、他のところは、ずっとゼロはゼロなので、今検討している段階で数値を載せると、今までも議員間でも訪問看護やらないのっていう話はしてたと思うんですけども、実際、令和4年度からこういうふうに数値を載せていくと、これをやるもんだということで、宗谷定住圏でやるのか幌延町でやるのかは別にしても、やる段階の話になって数値を載せてるっていうふうに捉えてしまいます。どうしても。だって、他はゼロですもんね。他は、ゼロはゼロで載っているのに、ここだけ、訪問看護だけ、令和4年度から数字を載せるっていうことは、うまくいくんだなあって。これは、期待して言ってるので、出来そうで載せてるのか、ただ単に思いを載せてるのかで、全然違ってくるので、思いを載せるんだったら載せないほうが良いと思います。

村上保健福祉課長

ただいま係長のほうから、現段階の協議段階というところでの御説明をさせていただきましたけども、診療所の田川所長からも、在宅での生活を続けていくというようなことを希望されている方も多いという中で、町内で訪問看護が検討をすべきではないかというような提言もいただいたので、今現在、地域包括ケアシステムの勉強会の中で検討を進めているって

いうところであります。

その勉強会の中で、豊富町のほうで、訪問看護がスタートされるというような情報もありましたことから、町内では、マンパワー等のこともありますので、出来なかった場合についても、近隣町村でそのような体制が整った場合には、サービス利用があり得るというようなことから、計画の給付の推計としましては、ここで見込まなければ、給付が出たときに、介護保険料に影響もしてくることから、令和4年度からの利用を見込ませていただいたということですので、御理解いただければと思います。

植村委員

説明あったとおり、今の診療所の田川先生も、連絡会議に関しては、非常に理解を示しているというふうに私は聞いてますので、ぜひ、そういった方向のサービスができるような体制、マンパワーの問題ということもありますけど、何かして、それを確立して、運営していくように、令和4年度ということに向けて、着実に実現できるように努力してもらいたいというふうに私は思います。

村上保健福祉課長

私どもも在宅での生活を長く続けていただくためのサービスの充実ということでは、前向きに検討していきたいと思いますが、やっぱり訪問看護サービスを受けるとなると、それなりの負担も出てくるということから、以前、幌延町においても、訪問看護サービスを実施していた時期がありますけども、やはり、サービスの利用料がそれなりにかかってくるということから、なかなかサービスの利用がなかったというようなことで、事業を廃止したというような経緯もありますので、多方面からの情報を踏まえて、幌延町に合った形で検討を進めていきたいというふうに思います。

斎賀委員長

では以上をもって、1点目、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画についてを閉じて2つ目にいきたいと思います。

幌延町障がい者総合支援計画について、時間がないので、簡潔に説明をお願いしたいと思います

村上保健福祉課長

それでは、幌延町障害者総合支援計画について説明させていただきたいと思います。

本町では、障がい福祉に関する各種計画や事業を展開し、総合的な支援を進めておりますが、多様化するニーズに合わせたサービスの提供が求められているほか、障害者権利条約の趣旨を踏まえた障害者差別解消法の成立に伴い、合理的配慮の提供が求められており、地域住民の障がいに対する理解を深めつつ、様々な場面において一人ひとりの状況に応じた合理的配慮の提供を促進していく必要があると考えております。

本計画は、こうした背景を踏まえ、障がいのある人もない人もともに支え合い、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくる地域共生社会の実現を目指し、昨年10月に実施しましたアンケート調査結果などを基に策定作業を進めております「幌延町障がい者基本計画」と、障がい福祉サービス及び事業の見込み量、その確保方策を明らかにすることを目的として、平成30年3月に策定しました、第5期幌延町障がい福祉計画及び1期幌延町障がい児福祉計画の計画期間が本年度末をもって満了することに伴い策定作業を進めております、第6期幌延町障がい福祉計画及び第2期幌延町障がい児福祉計画の3つの計画を

一体的な計画として策定するものでございます。

計画の具体的な概要につきましては、担当である社会福祉係長 清水から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

清水社会福祉係長

それでは、障がい者総合支援計画の素案について、障がい者総合支援計画概要についてにより、説明させていただきます。

概要版につきましては、お時間がある時に見ていただければと思います。

それでは、障がい者総合支援計画の計画概要についてにより説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

まず、障害者基本法としまして、こちらが根拠法令ということで、障害者基本法に基づいて、計画を策定するということ、記載させていただいております。

続きまして、障害者総合支援法ということで、者の計画のほうにつきましては、こちらの法に基づいて策定している旨記載しています。

次のページを見ていただきまして、児童福祉法として、児童のほうの計画はこちらの法令に基づいて策定している旨記載しています。

次のページをご覧ください。障害福祉計画における成果目標の設定につきまして、こちらのほうにつきましては、4枚にわたって、者と児童の計画設定がどのようなになっているかというものになります。まず、者の計画のほうにつきましては、施設から地域への移行ですとか、精神障害の方に対する支援とか地域移行とかについて行っていく旨というのを目標として設定するようになっていくことで掲げられています。

続きまして、2枚めくっていただきまして、障害児福祉計画に係る成果目標の設定についてということで、国及び道におきましては、児童の関係につきましては、児童発達支援センターを中核として、圏域でもいいので、そういう児童に対して、包括的な支援をしていくことということ、あと、医療的ケア児にも支援をしていくことということ、そういうのを盛り込んでもらうようになっていくことを求められているという状況になっております。こちらのほうを踏まえて計画は、策定させていただいております。

それでは、計画本体をごらんいただければと思います。

3 ページをお開きください。

こちらのほうが総論としまして、先ほど、各種法令ですとか、地域状況等を踏まえた計画を策定するという、経緯を記載しております。

4 ページをお開きください。

続きまして、計画の位置付けとしまして、各種法令とか、介護計画、総合計画等の関連する計画との整合性のほうを記載しています。

5 ページは、計画期間としまして2021年度から23年度までの3か年ということで定めています。

4 計画策定体制としては、アンケートの実施とか、協議会において審議を行っている旨を記載しております。

続きまして、6 ページをご覧ください。

6 ページからは、世帯の移行状況ということで、6 ページ、7 ページにかけて、人口ですとか世帯数の推移のほうについて記載しております。

8ページをお開きください。

8ページから13ページにかけて、各種障害者、手帳所持者の方の推移のほうを図表化して、わかりやすく記載しております。

14ページをご覧ください。

14ページから障がいのある人を支える地域環境としまして、14ページから15ページにかけて、保育・教育・相談・支援体制など障がい福祉サービスの利用状況がどうなってるかってことで記載しております。

16ページをお開きください。

16ページから29ページにかけて、昨年10月に介護計画と同様に、障害のある方にも調査を行ってございまして、そちらの結果を記載しています。状況としましては、障害のある方に対する理解ですとか、地域のつながりとかそういうものを取り組んでいってもらえたらということで、結果としては見えてきてるような状況となっております。

33ページをお開きください。

第2部幌延町障がい者基本計画、第1章計画の基本的な考え方、方向性の整理としましては、(1)一人ひとりのニーズに合った支援体制の構築、(2)誰もが安心安全に暮らせるまちづくり、(3)認め合い、支え合える社会の実現に向けてという三つの方向性を持ってやっていくってことを記載してます。

34ページをお開きください。

基本理念としまして、幌延町総合計画の基本構想において、共に拓き、共に創り、未来へつなぐ！笑顔と希望に満ちあふれるまち ほろのべを将来像として定めているということから、本計画では、世代や性別、障がいのあるなしといった垣根を越えて、住民同士の支え合いにより優しさや安心に包まれて暮らすことができるよう、基本理念を、誰もが自分らしく、やさしさに包まれて暮らすことができるまち ほろのべと掲げ、事業を進めていくと記載しております。

35ページをご覧ください。

基本目標では、基本理念の実現のため、自立した地域生活への支援、安心して生活できるまちづくり、地域でともに生きるという3つの目標を設定することにしてます。

36ページをお開きください。

施策体系としまして、三つの基本目標に関する施策と事業の取組についてまとめております。

37ページ、第2章 施策・取り組みの展開では、基本目標1自立した地域生活への支援として、生活支援体制整備の充実、相談支援体制の充実、幌延町成年後見支援センター、障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実等、7つの事業を記載しております。

40ページをご覧ください。

基本目標2安心して生活できるまちづくりでは、まず施策1保健・医療体制の整備としまして、適切な保健・医療の提供、障がいの原因となる疾病等の予防・治療、精神障がいのある人など特性に応じた支援の充実などの取組を掲げています。

施策2療育・教育体制の充実では、障がいのある子どもに対する支援の充実ほか三つの取組を掲げています。

42ページをお開きいただきまして、施策3安心安全な生活環境の整備としましても、主

にですね、3つの取組として掲げさせていただいております。

43ページのほうをお開きいただきまして、基本目標3地域でともに生きるとしまして、施策1の権利擁護の推進では4つの取組のほうを記載のほうをさせていただいております。

44ページをご覧ください。

施策3社会参加への取り組みとして3つの取組を記載させていただいております。

47ページをお開きください。

こちらからは、第6期障がい福祉計画としまして、まず、計画の振り返りとしまして、今期計画の進捗状況として、図表のほうで、47ページから48ページにかけて事業の実績などを掲載しております。目標数値は、国の指針に準じたもので設定はしてございまして、概ね、達成出来ているということで、記載のほうはさせていただいております。

続きまして、49ページから51ページにかけて、障がい福祉サービスの利用状況ということで、実施見込みと実績のほうを記載しております。概ね、居宅介護サービス以外は見込みどおりということで推移しているということで記載をしております。

52ページからは、第6期計画の基本方針と成果指標ということで、国の指針に基づいて本町としてどうするかということ、成果指標のほう設定している状況になっております。こちらのほうにつきましては、精神等につきましては、対象の方がいないため利用は0人という記載となっております。

成果指標としましては、本町においては、施設入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実」など、6つの成果指標を設定しております。

57ページからは、実際の障がい福祉サービスの見込量と確保の方策として、者のサービスの各種見込みですとか、計画の見込値ということで、66ページまで見込みを記載しています。

67ページには、サービス以外の更生医療だとか補装具給付とかについて記載のほうはさせていただいております。

68ページ以降からは、障がい福祉サービスではなく、地域生活支援事業というもので、町で行う事業としての取組を記載しております。必須事業としては10項目、任意事業としては、1項目、計画には記載しています。

79ページからは、障がい児福祉計画ということで、障がいサービスの成果指標ですとか、給付見込みについて、設定しています。状況としましては、今現在、利用されてる方等の実績をもとに給付を見込んでいまして、国道から言われている体制整備については、圏域等と一緒にやっていくことでよろしいということなんで、そういうふうに関わりながらやっていくということで記載のほうはさせていただいております。

89ページですが、計画の推進としまして、福祉施策の推進としましては、発達障がい者等に関する推進と、災害等に係る体制整備として掲げております。

90ページをお開きいただきまして、計画の推進体制としましては、自立支援協議会ですとか、サービス提供事業者とか、道などと連携してやっていくということで記載しています。

93ページ以降につきましては、介護と同じように、協議会ですとか、各種用語の説明ということで、わかりやすいようにということをつけさせていただいております。以上です。

斎賀委員長

はい、ありがとうございました。

ただいま、障害者総合支援計画の概要について、委員の皆さんの意見を伺います。指名を受けてから発言してください。

植村委員。

72ページのほうなんですけども、日常生活の活用用具の給付事業で、住宅改修に関し、平成30年からずっとゼロできたんですけども、全然、申込み、制度利用がない状態なんですか。

清水社会福祉係長

はい、利用がない状況になっております。

植村委員

基本的には良い補助と思うけど、どんなPRしているのか。何割負担かかってというのは。

村上保健福祉課長

住宅改修につきましては、介護保険での住宅改修は、1割負担でできるということで、皆さんに御利用いただけてますけども、障がい者の住宅改修につきましては、下肢障害ですとか体幹障害ですかっていうことでの、その部分での日常生活を容易にするための段差解消ですとか、スロープですとかってところでの条件があるものですから、なかなか利用ができるような在宅での障がい者っていう方が、幌延町にはいらっしゃらないってということで、ゼロ件ということでの推移となっております。

植村委員

そういうことで。でも、もしその該当すれば、かなりの率で、設置できるということになるでしょう。あんまりPRされてないからじゃないの。

村上保健福祉課長

全町的なPRとしては、ここ数年はしていないのが現状ですけども、対象となるような方の障害者手帳が交付されていることが条件になりますので、障害者手帳交付時ですとかには、個別にお知らせをさせていただいている状況ですので、制度を知らなくて、利用をしていないということ方はいないものということで考えております。

齋賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり。)

はい。以上の2点は、これからパブリックコメントをやって、何か大きく変わることがあれば、また委員会に報告されるんですか。

村上保健福祉課長

ほどの介護保険の計画、この障がい計画、2本の計画につきましては、今日から予告をさせていただきまして、5日から24日までパブリックコメントということでその中で、計画の変更等の重大な案件がなければ、この案で策定ということで進めさせていただきたいなど。

また、協議させていただきたい内容の御意見がありましたら、再度、御意見を求めさせていただきたいということになるかと思っておりますので、その際はよろしくお願ひしたいと思います。

齋賀委員長

それでは以上をもちまして、保健福祉課所管の2点の計画については、これで閉じたいと

思います。

以上をもちまして午前中の常任委員会を閉じたいと思います。

(12時07分 休 憩)

(13時08分 開 議)

齋賀委員長

それで休憩を解いて会議を再開します。

調査事項(3)企画政策課所管「第6次幌延町総合計画前期基本計画について」の説明を求めたいと思います。

角山企画政策課長

それでは私から「第6次幌延町総合計画 前期基本計画の策定」について、御説明申し上げます。

総合計画のうち、基本構想につきましては、昨年6月18日開催の第4回幌延町議会定例会において議決いただき、その後、基本構想で示した施策の大綱に基づき推進する令和6年度までの主要施策及び具体的取組について前期基本計画として取りまとめを進め、この度、その内容について、総合計画策定委員会での協議、また、幌延町総合計画審議会において審議いただいたうえで計画原案を策定し、予告期間を経て、現在、2月18日から3月9日を期限とした20日間のパブリックコメントにより、意見を募集しております。

それでは、説明に移ります。

お配りした第6次幌延町総合計画 概要版の3ページ4ページを見開きをご覧ください。

ここでは、総合計画の施策体系をお示ししております。

総合計画全体の構成といたしましては、まちの将来像に定めた「共に拓き、共に創り、未来へつなぐ！～笑顔と希望にあふれるまち ほろのべ～」の実現に向け、5つの「基本目標」さらに基本目標ごとの基本施策を定めており、前期基本計画において、基本施策ごとの具体的取組について定めました。

また、今回策定を進めております総合計画については、人口減少対策として、第2期総合戦略を総合計画における重点戦略に位置付け、基本構想にあわせ策定いたしましたので、その相関関係について、4ページに記載しております。

それでは、前期基本計画の概要について、基本目標ごとに説明いたします。

5ページをご覧ください。

基本目標1 持続可能なまちづくりを進めるについては、4つの基本施策に基づき、それぞれ主要施策を定めております。

1-1 協働のまちづくりの推進にあたっては、4つの主要施策のもと、主な事業として、町政懇談会、町広報誌、協働のまちづくり活動支援、地域コミュニティ形成事業や集落支援活動の運営等により、推進を図ろうとするものです。

次に1-2 移住・定住の促進につきましては、2つの主要施策のもと、主な事業として、移住促進住宅の運営、移住促進に関連助成制度、地域おこし協力隊やふるさと納税制度等により、推進を図ろうとするものです。

次に1-3 人権尊重・男女平等参画の推進にあたっては、2つの主要施策のもと、主な事業として、啓発活動や相談会開催等により、推進を図ろうとするものです。

次に1-4 効率的・効果的な行財政運営につきましては、3つの主要施策のもと、各種

評価制度、職員研修や財政状況の公表、また、一部事務組合による事務の共同化等により、推進を図ろうとするものです。

続きまして6ページをご覧ください。

基本目標2については、5つの基本施策を定めております。

2-1 農林業の振興にあたっては、4つの主要施策のもと、国営及び道営事業や酪農業支援制度、農業法人の設立等により、推進を図ろうとするものです。

次に2-2 商工業の活性化にあたっては、3つの主要施策のもと、商工業向け各種支援制度やふるさと納税制度の活用等により、推進を図ろうとするものです。

次に2-3 観光・交流人口の拡大にあたっては、4つの主要施策のもと、地域おこし協力隊、秘境駅関連事業、まちの拠点検討や町主催イベント等により、推進を図ろうとするものです。

次に2-4 新産業の創出と企業誘致の推進にあたっては、3つの主要施策のもと、電源立地地域対策交付金事業、風力及びバイオマス関連事業、起業及び開業支援制度等により、推進を図ろうとするものです。

次に2-5 雇用対策・消費者対策の推進にあたっては、2つの主要施策のもと、関係協議会の取組等により、推進を図ろうとするものです。

続きまして7ページをご覧ください。

基本目標3につきましては、5つの基本施策を定めております。

3-1 健康づくりの推進と医療体制の確保にあたっては、3つの主要施策のもと、不妊・不育治療や各種検診、健康増進計画、国保診療所及び歯科診療所の運営、感染防止対策等により、推進を図ろうとするものです。

次に3-2 地域福祉と高齢化に対応したまちづくりにあたっては、5つの主要施策のもと、福祉施設訪問等交流事業、民生委員や社会福祉協議会活動、いきいきブルピーポイント、生きがい教室や居住環境整備等により、推進を図ろうとするものです。

次に3-3 結婚・出産・子育て支援の充実にあたっては、4つの主要施策のもと、婚活支援、新婚生活応援、こども園・保育所運営、出産・養育・就学支援、ひとり親家庭支援等により、推進を図ろうとするものです。

次に3-4 障がい者福祉の充実にあたっては、2つの主要施策のもと、各種給付事業、生活支援や北星園運営支援等により、推進を図ろうとするものです。

次に3-5 社会保障の充実にあたっては、3つの主要施策のもと、相談・支援事業、制度の普及啓発等により、推進を図ろうとするものです。

続きまして、8ページをご覧ください。

基本目標4については、4つの基本施策を定めております。

4-1 学校教育の充実にあたっては、3つの主要施策のもと、児童生徒の学力向上、外国語教育、学習支援、部活動指導員、特別支援教育や心のサポート相談等により、推進を図ろうとするものです。

次に4-2 生涯学習の推進にあたっては、3つの主要施策のもと、書初め展、朝活プロジェクト、学習支援、チャレンジ教室や生きがい教室等により、推進を図ろうとするものです。

次に4-3 スポーツの振興にあたっては、2つの主要施策のもと、大会や教室の開催、施設の管理・運営、スポーツ推進員・指導員活動、全国大会出場支援等により、推進を図ろう

とするものです。

次に4-4 芸術文化の振興にあたっては、3つの主要施策のもと、芸術鑑賞、町民文化祭、文化財調査、生涯学習アドバイザー等により、推進を図ろうとするものです。

続きまして9ページ、10ページをご覧ください。

基本目標5については、7つの基本施策を定めております。

5-1 適正な土地利用と街並みの整備にあたっては、2つの主要施策のもと、大規模土地取引や家畜ふん尿処理の適正化、道道の花壇整備等により、推進を図ろうとするものです。

次に5-2 道路・公共交通の整備については、3つの主要施策のもと、道路整備及び補修、橋梁長寿命化、地域公共交通体系整備等により、推進を図ろうとするものです。

次に5-3 情報・通信の整備にあたっては、3つの主要施策のもと、テレビ及びラジオ中継局管理、情報通信施設運営、学校への機器整備、起業及び開業支援制度等により、推進を図ろうとするものです。

次に5-4 住宅・公園・緑地・水辺の整備にあたっては、3つの主要施策のもと、特公賃住宅家賃補助、空き家・空き地バンク、公園施設等管理、みどりの環境づくりや天塩川クリーンアップ大作戦等により、推進を図ろうとするものです。

次に5-5 上水道・下水道の整備にあたっては、2つの主要施策のもと、地方公営企業法の適用化、農業用及び営農用水道改修、下水道環境の整備、簡易水道施設整備等により、推進を図ろうとするものです。

次に5-6 環境衛生の向上にあたっては、3つの主要施策のもと、処理施設の運営、ビジターセンター管理、バイオマス産業都市構想の推進、不法投棄対策やクリーン作戦等により、推進を図ろうとするものです。

次に5-7 消防・防災・減災体制の強化と防犯・交通安全対策の推進にあたっては、4つの主要施策のもと、救急救命士養成、強靱化計画、安全で安心なまちづくり、交通安全対策事業等により、推進を図ろうとするものです。

以上が、第6次幌延町総合計画前期基本計画の概要に関する説明となります。

計画原案につきましては、別紙資料としてお配りしておりますので、後ほどご覧ください。

今後の予定につきましては、パブリックコメント手続きにより、いただいたご意見を踏まえ、本計画原案を審議会において確定後、諮問を受けた町長へ答申、内容の最終確定の運びとなります。

以上です。

斎賀委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの第6次本別総合計画について、委員皆さんから意見を伺いたいと思います。

質問意見のある方は指名をされてからマイクのスイッチを入れて発言してください

高橋秀明委員

質問いたします。

ページのほうから言います、6ページの2の4ですね。

第6次総合計画審議会でも、私、議員の立場ではなかったんですけども、観光協会の理事として発言をさしてもらったんですけども、深地層研究の推進と関連施設の誘致、最近の新

聞なんかを見ましても、筑波研究学園都市には、研究施設が千五百ある。桁は間違っていないと思うんですけどね。

前、そこに、調理飲食組合で視察に行ったときに、当時の案内してくれる管理職ではないと思うんですけども、やはり幌延にも、そういう研究施設の一つ、二つ、持ってくることは出来ないのかっていうようなお願いをした経緯があります。正式ルートではないので、聞き流して、動かないということが多分はあったと思うんですけども。

町長あるいは副町長、具体的に関連施設を持ってくるというようなお願い。この8年9年延びたっていうことで、ある程度、チャンスではないかと思うんです。この点のことを、ちょっと教えていただきたいと思います。

それともう一つですね。

適正な土地利用と町並みの整備、これは9ページの5の1なんですけど、大規模土地取引適正事業、自然と共生した土地利用の推進。これの具体的な取組方っていうか、その点について、具体的なものがあるのかどうか。この2点について質問いたします。

岩川副町長。

関連企業の誘致の部分ですけれども、深地層の誘致に関連して、関連事業所ということで、今、幌延地圏環境研究所なども、それは引っ張ってきたということにはなりますけれども、このほかに何か具体的なものがあるかといいますと、機構さんがやってる共同研究だとかの中で、これから、国の委託事業とありますので、そういった中で、これまでも産総研ですとか、電中研ですとか、事業所っていうほどのことではないんですが、少しずつですけども、そういったところがある。あるいは、いろんな大学との共同研究なんかも進んでいるという中で、その中から少しでも、研究機関みたいなものが、ここに事務所も構えてもらえるようなことになればいいなというようなことを考えております。

今、具体的に大きな関連機関は、想定されるのかと言われると、そこまではいっていないというのが現状です。

角山企画政策課長

大規模土地取引適正事業につきましては、一定程度の広さの土地を売買とした場合は、届出が必要になります。幌延町の場合は、都市計画を策定しておりませんので、1万平米以上の土地取引というような規定になっておりますけれども、土地の使用用途等を適正なという部分では、手続がなされてるかどうかという部分になります。その申請用紙を町から受けて、北海道に渡すようなことになってるんですけども、昨今、開発等、風力発電等で大きな土地の取引がありますけれども、その辺をきちんと何の用途に使われるかみたいなことを、届出を監視していくという意味では適正事業という内容になってます。

高橋秀明委員

そしたら、その具体的っていうか、風力発電に関連した大規模な土地を届けるための記述っていう感じで捉えていいんですか、それとも、そのほかに何かあれば。

角山企画政策課長

繰り返しにはなるんですけども、一定以上の面積の土地取引になります。

1万平米以上が幌延町の該当になるんですけども、何の用途で取引なされるのかっていうことをチェックしていくというものが含まれてますので。

高橋秀明委員

わかりました。

齋賀委員長

ほかに発言ありませんか。

植村委員

道路公共交通の整備の関係ですけども、交通体系の確保ということで、交通体系の確保の中で、鉄道事業者や優先自治体で利用促進に取り組むということで、秘境駅鉄道資産の観光資源化というで謳っているんですけども、これはもう、どうなんでしょうね。交通体系の確保という部分で、解釈していいのか。最近でいうと、JRがこの2月に、運行した日にちが何日あるのかなど。指で数えたほうが早いぐらいしか、まともに動いてないんじゃないかなという気がして。もはや、私たちにすれば、この生活の交通機関としての輸送手段というのがバスの輸送に限定されてくるのかなって、そんな気がしてるんですけども。その辺をどんなふうに捉えているのか、交通機関としての町としての認識をちょっと聞きたいんですけど。

野々村町長

まさしく、現時点では、災害とか、そういう可能性がある時に、運休するという事態になってる。そこっていうのは、多分、コロナ禍の中で、人も乗らないところで早めに止められるという今の判断材料ではいい時期で、JRさんの赤字を出さないという体制の中にあるのかなと、自分はそう考えているところですけども、JRをどのようにして存続をするかということを含めて、一生懸命皆さんに御理解をいただきながら、各沿線が今まで力を絞ってやってきた一環の中で、今こういう時代だから、もうそろそろ投げて、バスかっていう話ではなく、やはり、今のJR体制が宗谷本線として、幹線として残すんだという意向は、まだ、一生懸命頑張るべき話だと私自身は思ってます。

その上で、道路を使う意味で、どういう高速化が進んできているところから見ると、今の地域交通も含めて、交通網体系が全体を見据えていかなければならないんだというふうに思っておりますので、この時点でJRがもう要らないかなという議論は、私どもでは判断しかねる。地域と一体になって、荷物を大量輸送できる運転手1人、車掌1人で大量輸送できるこのルールっていうものをどのように捉えていくかっていうのも、もうちょっと、考究しなければならないだろうと私自身は考えてますし、そのために、今まで御理解をいただいて、その活動として秘境駅とかといういろんな取組、地元で人の流れをつくるということも含めて、そういうことで、頑張ってきたつもりでもありますので、この時点では、未だ、この高速化が延命されること、鉄道がどういう形になるかという見極め、バスも含めてどういう形が、今みたいに沿岸バスで日本海沿いで流れているバスも、だんだん、先ほども話にあったとおり、いろいろ補助体制も、基金がなくなってきて大変な状況になってきた。そこも、どのバス路線をどう繋いで行くかっていうことが、今後、持続的にやっていくためには、まだまだ考究する必要があるんじゃないのかなという気がしておりますので、そういう意味で、こういうことで書かせていただいているということです。

植村委員

実際取組としては、そういう形では進んできていると思うんですけども、今後、私としては、もうちょっと、このバス路線の確保ということに、力を入れるべきでないのかな。例えば、今現在、町内にあるバス停留所と言われる、本当に小さいおもちゃみたいな、箱に停留所があるということなんですけども、やはり、町としては、ほかのところでも出てるんですけど、

この拠点づくりという部分に、バスターミナルという部分が、町のためにもなるし、今後の公共交通展開にも私は合致する話じゃないのかなというふうに思っています。その場所をどこにするかという問題は残りますけども、そういったことで、まだやっぱり、このバス輸送の確保に関しては、今現在、日本海側の路線のバスしかないということですけども、本来であれば、旭川周りのバス路線も近隣の自治体と共同を組んで確保していくというのが、これからの公共交通の新しい道の在り方なのかなと。JRあるからというそういうことだけでなく、JRのほかにも、こういったものが必要になってくるのかなというふうな気がしてるんですけども。

その辺の意識というのが、どう考えているのかをお聞きします。

野々村町長

繰り返しになりますけど、先ほどもお話をしたとおり、今の路線だけのみにかかわらずバス路線についても、各町村それぞれ協議をして、どのように繋いで行くかということが大きなこれからの課題の一つだと思っております。

今、既存のあるルートだけが、バス輸送路線ではなく、どこの町を繋いで行くことが一番持続的に可能なバス路線になるのかということが、JRそのもの一本ということが要る要らないじゃなくて、そこもあるんだけども、そういう生活路線としてきちっと確立をしていく、その必要性はあると私自身も考えてますし、そのために、高速化がどんどんどんどん進められていくことだと思っております。

ですから、そこは単町だけではなく、やっぱり広域的にどんどんどんどん、その部分はJRの話合いの中、各自治体が集まる会議の中で、やっぱり路線バスも協議をしていく時期が来るんだろうと。その時期はそんなに長いことかかる話ではないのかなという気は私はしています。

西澤委員

計画案の30ページ3企業誘致・起業の促進のところの文言についてなんですけど、地域特性を活かした新産業創出はわかるんですけど、その次、新規起業進出を推進ってあるんですけど、この場合、起業起こすほうの起業の進出っていう意味がちょっと。その推進っていうのが、文言的に企業の進出ならわかるんですけど、起業の進出っていうのが、何かピンと来ないんですけど。これは、この文言で良いのですか。

角山企画政策課長

この表現としては、開業を意識して書いていますので、新規開業、今、商工業の支援制度がありますので、そういうもので、フォローしていこうということで、起こす方の起業も企業誘致と併せて入れております。

西澤委員

その場合、その後が続くこの進出っていうのか、有っているのかどうかっていうのが、私の疑問なんですけども、起業であれば、起業を推進するでいいのかなと思うんですけど、進出、町内にあるものの起業ですよ。ほかから入ってくるのは、企業の誘致ですもんね。そういう意味合いなんですけど、それは違うんですかね。

起こすほうの起業が進出するっていうのが、今一、ピンとこないんですよ。

角山企画政策課長

例えばなんですけども、支店だとか営業所みたいなことをイメージしていただければ、開

業進出ってという言葉でも、嵌まってくるのかなというふうに思います。

新たな、大きなことですかってというのは、企業誘致の分類にありますけども、今、言ったように、開業それは支店営業所、又は、居抜きとか含めたものを広く、それが、携わる方が町外から来る場合もありますし、そういうものも含めての表現っていうふうに御理解ください。

西澤委員

そういう理解があるのであれば、皆さんがそれでいいんだったら、それでいいんですけども、私はピンと来なかったんで、この文言をもう一回精査したほうがいいのかなというふうな意見であります。

もう一点、たしか、問寒別で起業された方がいると思うんですけども、今回の町長の執行方針の中で、実績といえば実績なので、その辺の文言が入っているのかどうかってというのはまだちょっと見てないので、その辺のところを聞きたいのと、あと、この起業された方々が、各種制度を利用したのかどうかってものを一点質問したいんですけど。

角山企画政策課長

個別、具体の法人をここに書き込むことはしていないので、あと、支援制度については、商工会の会員になるという条件が一つあるので、その上で、今後、展開に応じて出てくるのかなと思うんですけど、今はないです。ただ、少し離れるんですけども、コロナ対策なんかのほうでの支援ってというのは、受けた新規事業者さんもいます。

野々村町長

執行方針の中で、具体的には、そう大きく書いてませんが、こういう、我々の方針の中でやってきたことに賛同して魅力を感じた方々が地元で起業をしてくれたということは書いてございます。

高橋秀明委員

たしか、15日に開催した第6次幌延町総合計画審議会、午前の部に出たんですけども。

そのときこういう文章的なもので、私が記憶するのは、商工会員がそんなに増えることはそんなに望めないんだから、今後5年間で、その企業を起こす生業、この企業が一社しかカウントされてないってのを見た記憶あるんですけども。積極的に起業することに、行政側が協力する。一つじゃなくて、3つでも4つでも起業してもらおうと。この五年後ですね。そういうの意欲がちょっと感じられなかったなっていうのがあるんですけども。

その点について、答弁っていうか、お願いいたします。

野々村町長

期待値とすれば、二つでも三つでも五つでも十でも書きたいところです。着実に一つずつでも進めたいという気持ちで、ゼロではなく、確実に一つは、何とか、そういうお手伝いしながらでも、起業ができるような形で取り組んでいきたいという意気込みで、実際問題、また、絵に描いたぼた餅を書き過ぎてやっぱり実効性のないものっていうよりも一つ一つ作っていきたい。今までの実績も、さほど数の多い話ではないので、その辺では、数的に少ないと言われれば、意欲がないという見られるのかわかんないですけど、この5年の中で、少なくとも見てもそういう形を取り組みたいという意味でありますので、数の分については、取り組むのは三つあっても四つあっても五つあっても全然限定はしませんので、一生懸命まずはこの目標に向かって起業の支援していくということで捉えていただければと思ってますけど。

高橋秀明委員

はい、よくわかりました。

私、ただ、個人的には、今、一つ起業はあるんです。そのほかに、関連するかどうかわかんないんですけども、二つ三つ、あんまり大げさに言っても、プラスもう1ぐらいは、この5年間の間でやればよいなと思ってますんで、よろしくお願いします。

齋賀委員長

ほかに議員ありませんか。

植村委員

酪農を核とした高付加価値化ということで、いろいろ目標の指標を出しているんですけど、新規就農件数が、実績が1件で令和6年の目標が5件ということになっているんですけど、希望、目標ということで、良いといたら、いいのかもしれませんが、可能性としてはどうなんですか。今は令和3年ですから、あと、3年間のうちに、21ページです。

ちょっと頑張り過ぎでないのかな。

角山企画政策課長

こちらについては、戦略KPIというふうにはちょっと目標指標とこに書いてるんですけども、総合戦略からのひも付きで設定した数値でございまして、総合戦略は、先ほど申し上げたように人口を増やしていこうというようなことで、目標設定をしております、そこと整合性をとって5件としております。

その中では、新規就農の促進と地域おこし協力隊の活用なんかのことも書いてるんですけども、そういったことも踏まえて、5件の目標値ということで設定させていただいているところでございます。

佐藤委員

今、植村委員が質問したことに関連しますけど、21ページの目標指数、農家戸数、現在8戸から5年後に92戸、現実的には、実際、生乳の取引している農家っていったら、これ以上まだ少ないのかなと思います。

今の現状では、これ以上農家戸数が増える見込みがないなんて言ったら、大変失礼なことなんでしょうけど、新規就農で入ってもらうか、いろんなことでもやっていかないと、なかなか幌延町の酪農の維持これ大変なことになっていくのかな、この数字で済むのかなと思っております。

もう一つは、後継者どうのこうのといろいろ載せておりますけど、いずれしても、後継者の花嫁対策だとか、そういうものも、ここに一つも謳ってないっていうか、町長としても、お嫁さんがいない人も結構いるんでないのかなと。

それと、自分たちの代でもうやめようと思っている農家も自分の思うところもかなりな件数があるのかな。だから、これがこの5年後10年後になっていったときに、どれだけの農家戸数まで落ちていくのか。今言ったように、それらを踏まえて、共同経営だとか、コントラクター事業だとかいろんなものに、もっと、当然、力を入れていかなきゃならんのは当然なことだと思いますけど、そこら辺の数字の見方っていうのか、どう見てるものなのか。どういう根拠である程度こういう数字が出てきてるのかなと思って、ちょっと、お伺いしたいなと思っております。

野々村町長

まさしく植村委員が先ほど言われたとおり、根拠ってというか、こういう安全パイでこうなりますなんていう数字ではないということは、この数字を見られて、おわかりだと思います。

ただ、まだ皆さんの目のほうには届いてないと思いますけども、今後、数年でどのような酪農家戸数になり、どのようにして、減っていくかっていうシミュレーションは、産業振興課で、一生懸命、推計しました。私も2～3日前にその報告を受けて、愕然としております。

その状況から見ると、今、花嫁対策も言われましたけど、花嫁対策だけにこだわることなく、どうやって就農をしていける形をつくり上げるかということが、大事なテーマの一つだと思ってますし、維持をしてもらえる農家を、どのように、このぐらいの程度なら、おれでも、営農ができる。という体制をつくるのかということが大きな課題の一つなんだと私自身思ってます。

今、農協さんとも協議をしていかなければならないそのシミュレーションの話は、農協関係もきちんと相談をしながら、どうしていかなきゃなんないという、本当にそうなるだろうと想像していたことよりも、はるかにきつい話になってます。

ちなみに、件数はともかく、乳量が2万トンになってしまうというシミュレーション、65歳まで働いたとして。そういうシミュレーションを担当課のほうで、推計してきたので、皆さんの目にも、そのうち報告ができるようにしたいと思ってますけども。

その状況からいくと、ここに書いてるとおり、やっぱり、酪農をやりたいという協力隊を募集して、そこに居抜きででも、入れるようなシステムを構築をしていかなければ、やっぱり農家戸数の維持なんていうのは、もう無理だろうというところまで来ているというところが正直なところで、先ほどは、現実で1だって言ったところが、今度は夢かっていうアンバランスなところがあるんですけど、ここだけは、新規につくるわけじゃなくて、入れ物はあるという中ですから、そこでみんな断たんでいなくなるということですから、やってくれるって人を見つければいいということで起業するよりは、遙かに楽なのかな。

けども、来てくれる人がいるかいもないかもまだわからない夢物語だと思ってます。ただ、そのぐらいにしていかないと雪印の工事を背負ってる以上は、やはりその生産量では、ここにある意味がなくなるという危機感を持った数字だと思っていただければいいかなという気がしてます。

佐藤委員

今、町長がおっしゃったとおりだと思います。

花嫁対策、そんな次元じゃない。とんでもない数字が出てくるんじゃないかなと。

今、町長がおっしゃったように、ものはあるわけだから。まるっきり、どっかの原野に設備を建てて、何億もかけてやる人もいないかもしれないけど、けど、もっと踏み込んでいって、おまえもうやめるのか、そのうちって聞くわけにはいかんけど、せっかくものがあるわけだから。

例えば、町長がおっしゃったように、居抜きで入ると、新規に建ててやるのでは、とんでもない事業費も違うだろうし、また、そこで1年なり2年なり、実習させてもらって、スムーズにいけば、それなりの生産に結びついて、収入にも結びついていこうし。いろんなやり方も考えていかないと、さーやめました。なくなりました。誰かいませんか。じゃなくて、やっぱり、もっと踏み込んでいかなきゃ。当然、農協さんと相談していかなきゃならないんでしょけど、今おっしゃったように花嫁対策どころじゃないですよ、正直言って。

だから、さっきも言ったように、町の固定資産税も農家が占めてる固定資産税ってのもかなり大きな部分もあるだろうし、離農すれば、当然、町の固定資産税収も大きく減ってくるだろうし、あこれだけの工場を構えていると雪印も地元で農家戸数がえらいことになってしまふんじゃない、これまた、大変なことになるなと思っております。

町長も大変でしょうけど、何とかひとつ、ここら辺も、もう我々も当然そういう立場にいるんですけど、そういう時期に入ってきたんだなと思っておりますんで、何とかひとつ頑張ってお願いしたいなと思います。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

高橋秀之委員

20ページの酪農を核とした高付加価値化の中に6次産業化・複合経営の促進であるんですけど、幌延の場合は、周りの町村では、酪農家の人たちはいろんなことをやって6次化っていうものをどんどんどんどん進めてるんですけど、幌延っていうのはここ何年間、そういう話をしても、全然、農家の人方そっちに目を向けなくて、これには全然進んでいないのに、ここにこういう書き方してるんですけど、これって、どういう目の向け方をさせているのかと思ってるのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけど。

野々村町長

決して酪農家自体が、6次化を進めるという意味で書いてるということではございません。

これは先ほど言った新規でもあり、またはチーズ作りたいという部外者から、そういう乳製品を使いながら、小っちゃなチーズ工場を作りたいでもいいですし、少しでも、そういう可能性を秘めた方々が、そういう、酪農業に関する材料で何か製品にするのも含め6次化、酪農業で肉も含め、いろんな形で6次化ができる要素はあるんだと。そこは、他力本願で、そういう協力隊員を募集するなり、または、そういうことで呼び込んだ人たちがそういう形で入ってくれるということの期待感も含めて、酪農を核とした高付加価値ですから。

これは、酪農業が6次産業に行きましようって言ってません。いってもいいんですけども。他力本願で、そういう、ほかの地域から移入された方々が、その産業に携わってくれるもありだよなということを謳ってると読み取っていただければ大変ありがたいかなという気はしています。

高橋秀之委員

そうしたら、ここに6次化や複合経営など多様な酪農経営の展開を促進するっていうのは、これは農家自体のことを言ってるんでないかなと思うんですけど、それでちょっと聞いたんですけど。

今まで目を向けなかった酪農やってる方々が、複合経営っていうか、付加価値をつけた6次化に進むには、今まで進んでないものをこれから進めていくってことは、そこにやっぱり、やりやすいついていうか、支援策とかいろんなものを、どんどんどんどんつけていかないと、向いてかないと思うんですけど。そういうのも含めて考えてると思うんですけど。その辺は、どう考えてるのかなあと。

野々村町長

6次化やで切ってください。複合経営などっていうのは、先ほど言った、肥育も含めて、搾乳だけに特化することなく増頭するのではなく、複合する。それから、牛飼いをしながら、

牧草販売をするんだって言って、丸めて売るのがよし。それから、麦を作るんだ、トウモロコシを作って売るとか、実だけを売るとか。今、サイレージじゃなくてね。イアコーンって言うんですけど、そういう形で、畑作と混合出来たりって言う。

今の規模は、牛舎を皆建てないって言うから、規模拡大しないんですよ。投資が大きくなるから。そしたら、今のまんまで、ある機械だったり、ある畑で何かできることはないですかって提案なんですかね。そういうふうに捉えてください。

高橋秀之委員

もう一つ聞きたいんですけど、隣のページの目標指標の一番下なんですけど、バイオガスプラントの導入件数、今、31年度実績はありませんけど、令和6年度の目標1件とあります。これは具体的に何を指しているんですか。

野々村町長

以前、ずっとと言ってきて弊害になったっていうのは、売電が出来ないから俺は出来ないんだよって言われてきました。売電ができるんなら、みんな、やってくれるのかって聞かなかったんですけども、売電できるんならやるんだよねっていうことを言って、ようやく、売電が、この辺でもノンファーム接続制度で、一応、枠だけを買えば、高圧で発電させた電気を売って、今の売電収入を得るということができる可能性が見えてきました。ようやく、ノンファームシステムが、この道北にも、枠があたるだろうということが見えてきたんで、そうすると、今まで駄目だったっていうのがスーパーでできるっていうことです。

4～5件集まって、高圧で売る。そしたら、その減価償却ができるんだよねっていう以前の皆さんの話からいけば、そういう可能性があるだろうと。そこに生まれていく仕事、コントラ事業みたいなやつが、運搬業がそこに雇用として生まれるだろうということを含めると、その可能性は今まで個人で1個ずつつくって下さいって言うよりもあるだろうなって。そういうことを早急に、ノンファームの申請をする時期ももう迫ってきてますけど、集落で集めてもらってやりたいという人が、5人6人集まって、スーパーでそういうバイオマスをやるということが見つかったならば、町としても協力的に応援しながら、テスト的に1個やらないかっていう目標値が1件です。

高橋秀之委員

今までは、1件で個別的なものを、要するに、幌延に一つ問寒別に一つ実験的なものを作りたいと進めて、今も調査が、はいつていますよね。

今の言葉からすると、それはやめてしまって、何件かっていうか、集中型っていうか、集まって、売電出来たって、ということは、政策を変えたってことですか。個別から集中型に変えてやりますよって言うことをいつているんですかこれ。

野々村町長

一番最初のプランを見ていただいたけど、集中型で3～4件、2～3件ということと、個別型という全部連携してて、そういう形がない。けども、低電圧しか売れないんで、4軒も5軒も集まった大きな発電機は置けないということを限定すると、2件とか3件しかなかった。

本来、電圧さえあれば、そこっていうのは、全然、政策を変えるとか変えないとかっていうよりも、それは逃げ道として低電圧しか売れないもの自体を作るために、そのくらいしか集められないということに、皆さんが、なかなかそこでは出来ないよねっていうことだった。

ところが、今度、きちんとした高圧で売って、今の有利なうちに契約をすると、その売電収入を、減価償却をしながらいくと、減価償却ができるだろうと皆さんが想定していて、売電できるならやるけども、出来ないならやらないというのが、少しは緩和されるのかなっていう気はしてるだけで、政策上は個別だろうと大規模であろうと変わらないかなという気は私はしてます。

それが、3軒が4～5軒になった規模でもできるし、やりたいってというのが、3軒しかないよっていうんでも、高圧で作れるだけのメタンが発生すればできるんじゃないかなっていう、そういう気はしてますので、政策は個別でやりたいって人がいれば個別でやるという考え方も、いまだ同じようなところで進められると私は思ってます。

高橋秀之委員

ちょっと聞きたいんですけど、最初にこのバイオをやるときに、都市構想から何から、申し込むときに、集中型はどこでもやってるけど、そうじゃなくて、個別でやりたいんだよねってというような言い方でずっと聞いたような気がするけど。

ていうことは、それは、今、政策をちょっと変更してきてるってことなんですか。

野々村町長

都市構想自体で、そういう個別型しか売電が出来ない地域なんで、それしか出来ませんということで、申請をしていったことは確かです。

ただ、個別ではなくて、さっき言ったとおり、3人グループ、4人グループでも、小っちゃなところは、グループに集まって、集めましょうねっていうそういう体系もある。

ただ違うのは、高圧で売るか低圧で売るかの違いだけです。だから、政策上、こういうバイオマス都市構想から外れるでしょうと言われるような数字にはなってなくて、だから、さっき言ったみたいに、個別でやりたいって人には個別でも、この部分というのは、それぞれ距離感があったり、あいつと一緒にやりたくないって人があっても個別でやりたいって点があるんであれば、そこは取り組むということだと私は思ってます。

高橋秀明委員

最後の質問ですけど、そうしたら、今まで調査かけてますよね。何年も委託かけて。それは、結局、個別でやるってということで、調査をしていたと私は感じてですけど、それは集中型のほうに移行してっても、今まで、何年間も委託したものは、無駄にならないってこといいですか。

野々村町長

やはりデータは無駄にならないと思ってます。全然。それをやるにしても、同じような形、同じようなシステムで多分いく。それが大きくなるっていただけだと私は思ってます。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

あと、これもパブリックコメントをやって、大きく変わるようなことがあれば、また委員会に報告があるんですか。

角山企画政策課長

はい。

斎賀委員長

それでは、また、パブリックコメントの後に、大きく変わるようであれば、また委員会で報告等をしたいと思います。

以上をもって基本計画についてはこれで閉じたいと思います。

企画政策課所管の2つ目「幌延町強靱化計画について」であります。これについて説明を求めます。

角山企画政策課長

それでは、幌延町強靱化計画について御説明申し上げます。

幌延町強靱化計画につきましては、国が定めた、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法という、いわゆる、国土強靱化法において規定する国土強靱化地域計画に位置づけるもので、自然災害への備え、また、持続可能なインフラや都道府県または市町村の区域における国土の強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る指針として定めるものとされておりまして、本計画については、町のインフラ等の整備における国の強靱化関係予算配分等において、重点配分、また、優先採択の要件となり得ることなどを踏まえまして、国や道が定めた強靱化計画、また、総合計画と町が定める各種計画との調和を図りつつ策定しております。

詳細の説明につきましては、担当の梶から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

梶地域振興係長

それでは、お配りした計画概要版をごらんください。

第1章計画の策定趣旨、位置付けについては、先ほどの角山の説明と重複する部分が多いので、詳細説明は割愛いたしますが、強靱化計画と地域防災計画との関係性については、1ページ下の図にお示ししたとおり、左側、国土強靱化地域計画は、あらゆる大規模自然災害に備えるための事前防災、減災、迅速な復旧・復興に資する施策を総合的な取組として、まとめたものであるのに対し、右側、地域防災計画は、地震や風水害・雪害などのリスクを特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたものとなります。

2ページ目をごらんください。

第2章幌延町強靱化の考え方についてですが、1 幌延町強靱化の目標では、四角で囲んだ3項目であります。大規模自然災害から町民の生命・財産と幌延町の社会経済システムを守る、幌延町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する、幌延町の持続的成長を促進するを本町の目標として設定しています。

また、本計画の対象とするリスクでは、大規模自然災害を対象とし、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般及び町外における大規模自然災害を設定しています。

第3章脆弱性評価についてですが、大規模自然災害等に対する脆弱性を分析、評価することは、国土強靱化基本法において必要不可欠なプロセスとして定められており、国の脆弱性評価の手法ですとか、国土強靱化地域計画策定ガイドライン等を参考に、脆弱性評価を実施しました。脆弱性評価を通じた施策検討の流れとしては、リスクシナリオ、起きてはならない最悪の事態を設定した上で、脆弱性評価、施策プログラムの策定等を行いました。リスクシナリオについては、国の基本計画や、北海道強靱化計画で設定されている項目をもとに本町の特性等を踏まえ、七つのカテゴリーと20の起きてはならない最悪の事態を設定しました。

3 ページ目をごらんください。

こちらの表が、先ほど申し上げた七つのカテゴリと20の起きてはならない最悪の事態となっております。

1、人命の保護では、1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生等、計7項目。

2、救助・救急活動等の迅速な実施では、2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止等、3項目。

3、行政機能の確保では、3-1 町内における行政機能の大幅な低下の1項目。

4、ライフラインの確保では、4-1 長期的または広範囲なエネルギー供給の停止等、計4項目。

5、経済活動の機能維持では、5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞等、2項目。

6、二次災害の抑制では、6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大の1項目。

7、迅速な復旧・復興等では、7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ等、2項目となっております。

これら20の起きてはならない最悪の事態ごとに各施策の取組状況や課題等を整理し、現行施策の対応力について分析評価を行っています。

次に第4章幌延町強靱化のための施策プログラムの策定等についてですが、先ほどの20の起きてはならない最悪の事態ごとに、ハード、ソフト両面から取り組むべき、施策プログラムを策定しております。概要については、4ページ目に記載しております。

最後に、第5章計画の推進管理についてですが、本計画の期間は令和2年度から令和6年度までのおおむね5年間とし、今後、進捗状況や達成状況については検証を行うとともに、PDCAサイクルにより計画の着実な推進を図ることとしています。

以上で、幌延町強靱化計画についての御説明といたします。

齋賀委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に対して委員皆さんから意見ございます。

挙手をして指名を受けてから発言してください。

佐藤委員

強靱化のための政策プログラムの概要ということで、人命の保護ほか、もろもろ、7項目わたってありますけど、例えば、自分の地域に例えれば、大規模な地震とか何か災害が起きたときの避難場所はどこなのか、ある程度、町民には周知はされてるんですけど、例えば、地元で起きた時に、誰が先頭にたって、例えば、そこの公民館に集まってください。うちの部落であれば、どこに集まるんだと。誰がそういう情報を出すのか、町が出すのか。個人で、あそこだから、そこに走っていけばいいんだらうか。もろもろあるんですけど、そこら辺のところ、連絡だとか、そういうものは、どういうふうになってるのかなと思って、ちょっとお聞きしたいんですけど。

岩川副町長。

それは災害時の対応ということになりますので、防災計画のほうの分野にはなるんですけども、一義的にはやはり、住民が自主的にまず避難するということが、最初だと思います。

事前に、気象等ですとか予測される部分については、行政のほうから避難勧告だったり、避難準備情報は出しますけども、いざというときには、やはり、各自の判断、あるいは、本当は自主防災組織が出来ていれば、その中で、リーダーの方がリーダーシップをとって、その地区の住民を安全に避難させるということが、望ましい理想的な姿ですけども、なかなかそういった組織が出来てない中では、行政としては、町内会等に依存する部分も出てくるかと思えますけども、そういったことでまずは自助、それが出来なければ、次は、共助、お互いに助け合って避難するというようなことになってくるかと思えます。

佐藤委員

各自にそういう防災のマニュアルのようなものは、来てると思うんですけど、なかなか、そんなものは、見ているようで、見てないんで、俺の地区でどこに走っていったらいいんだ。副町長がおっしゃったように、各自それぞれ逃げて、それぞれ対応することがまず1番なんだろうけど。

その次からは、段階としては、町なりから、どこどこに避難してください。待機してくださいという指示があるでしょうけど、そこら辺も、各地域でそういう防災対策みたいなもの、町内会長を中心に作っていけば、一番いいのかなと思うんですけど、そこら辺も今後の課題なのかなと思って。

変な話ですけど、うちの会社では、四半期ごとに各工場で、各工場防災計画というものがあって、どこで避難して、どうするのか、何分かかるのか、どこに避難したらいいのかっていうのは、全部作って、本社に提出して、その都度、何分かかったんだ、どういう問題点があった、そういうことをやってるんですけど。

町内においても、こういう温暖化になって、何が起きるかわからないような時代になってきたもんですから、そこら辺も、うちの女房とも、あんたどこに逃げればって言ったら、あの山のとっぺんでも、走っていけばまず大丈夫でねえかなんて、バカな話はしてないけど、そこら辺も、各自治体に、ある程度、町内会長を中心にそういうものも、どうなのかなと。こういう対策をとっていったらいいんじゃないかとか、そういうものも必要な時期になってきたのかな。随分、あちこちで、いろんな災害が起きてきてるもんですから、ここは大丈夫だろうなんていうことではならんのかなと思えますんで、そこら辺もひとつ、このわかりやすいようなものを、個々に配布でもしてもらえれば、有難いし、ここに行けばいいんだな。ここが安全だな。ていうようなものを一つ、詰めさせていただければありがたいなと。ちょっと質問の仕方がちょっとパットしないで、申し訳ないんですが。お願いします。

岩川副町長。

やはり、災害が起きる前の準備っていうところが、一番、減災のためには大事だと思います。

今、委員からも御指摘ありましたように、町のほうからは、やはり、日頃からの住民への、教育ってのは、おこがましいですけども、防災に対する考え方だとかっていったものを、意思疎通ができる、情報共有ができるように。

できれば、防災専門員を置いて、そういう方の力を借りて、日頃から、平時のときに、住民の方といろいろコミュニケーションを取りながら、有事の際には、こうするんだよ、ああするんだよというようなことを伝えていければいいなというふうに考えてますけども、なかなか、人の確保が出来なくて困っていますけども、できるだけ、そののほうへ向かっていけ

るように努力していきたいと思っております。

植村委員

やっぱりこういう災害が起きた時の一番の住民の不安っていうのは、情報がないということは、前回もそうだったんですけど、いつまで停電なんだという、そんな情報が来ないということが一番不安だったということで、今あるIPの電話等々も機能しなくなったという段階に、ああいう教訓を見てると、やはり、今新しくなった告知端末機は、充電機能があったか。充電機能がなかったか。携帯電話等々に発信できるような、そういったシステムも確立しておかなくてはならないんじゃないのかなという気がしてるんですね。

今は、住民のほとんどの人が携帯を持っているんで、それに町の情報を発信して、正しい情報を町民に伝えて、行動してもらうということが行政としてやっぱり一番大事なことじゃないかなあという気がしているんですけども、その辺の準備というか、動くことはできているんでしょうか。

岩川副町長

前回のブラックアウトの時の反省踏まえまして、ある程度、告知端末が使えなくなった時の代替方法というのは、検討しなきゃいけないなということで、それに代わる物としては、防災行政無線なんかもあるんですけども、そちらのほうの老朽化もありますんで、今年度から、どういった方法が望ましいのかということについては、検討していくという考えでおります。

もう一つ、告知端末については、携帯でも、アプリを入れまして、情報は見れるようにはしているんですけども、如何せん、それは自分から見にいかないとならないという部分がありますので、自動的に何かあった時には、発出されるというシステムでもありませんので、そういったことも踏まえて、二次系統っていうか、情報伝達方法というのは、検討してまいりたいというふうに考えております。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません。」の声あり)

では、以上で幌延町強靱化計画について閉じたいと思います。

それでは、3つ目、地域公共交通についての説明を求めたいと思います。

角山企画政策課長

それでは、地域公共交通について御説明申し上げます。

説明内容につきましては、大きく分けて、地域間交通と地域内交通の二点となります。

一点目の地域間交通につきましては、JR北海道からの極端に利用の少ない無人駅に係る廃止提案を受けて、存続の判断をいたしました問寒別、糠南、雄信内、南幌延、下沼、五駅の維持管理方針及び維持管理経費、また、廃止の判断をいたしました上幌延、安牛の二駅廃止後の取扱いについて御説明いたします。あわせて、このたびの新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、路線バス都市間バスともに大きな減収となっております。その影響から、生活交通路線維持に係るバス事業者への補助金額が増額しております。しかしながら、補助金原資としております国鉄羽幌線代替輸送確保基金が令和3年度の基金繰入れをもって残高がゼロ円となります。また、バス事業者といたしましても、今後の補助金増額を鑑みまして、沿線自治体の負担抑制を目的とした減便を計画しておりますので、その状況等について御説

明いたします。

次に、二点目の地域内交通につきましては、昨年度より全員協議会や常任委員会等の場を通じまして、取組状況について御説明しており、本常任委員会におきまして、これまでの取組状況と、令和3年度以降の取組について御説明いたします。

今年度は、間寒別地区内における実証実験を週三回の運行で進めておりまして、加えて、来年度からは、10月の本格運行を目途に、町内全域において、70歳以上の高齢者と交通弱者を対象としたデマンドハイヤーの運行を予定しております。

詳細資料につきましては、お配りした資料をもとに担当の山下から御説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

山下企画政策グループ主幹

それでは地域公共交通について山下のほうから御説明申し上げます。

説明の資料でございますけれども、こちらのA4の縦の両面のものを主に使うんですけれども、附属でA4横、こちらホチキスどめしてあるもの、三つございまして、参照しながらの御説明となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

前段のとおり、地域公共交通という大括りの枠で、大きく分けると二つという課題でございますけれども、細かく分けると三つの分野がございまして、一つ目に、無人駅の維持管理について、そして二つ目に、路線バスの減便について、そして三つ目に、かねてから協議しております地域内交通、デマンド交通体系づくりの現状報告というところでございます。

一つ一つは、課題ですとか、検討を要する事項が多々ありますので、少しボリュームが多くなっております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず1地域間交通についてでございます。

(1) 極端に利用の少ない無人駅の維持管理等についてという部分でございます。

昨年同時期の委員会のほうでも御説明させていただきましたけれども、JR北海道のほうで、極端に利用の少ない無人駅を廃止したいという提案ございました。そして存続するときには、自治体が経費を負担して、維持管理していくというものでございます。

幌延町内では、幌延駅を除きます七つの無人駅、これが対象とされたところでございます。

町としては諸事情を勘案いたしまして、最終的に上幌延駅と安牛駅を廃止することを容認いたしまして、残る五駅を自治体の維持管理ということで方針を定めて御提案し、御承認をいただいたところでございます。

その後、JR北海道のほうにその旨伝達いたしまして、種々のやりとりを経て、最終的には、昨年12月にJR北海道のほうから、北海道全体での廃止する駅と自治体管理に関する駅ということで公表されたところでございます。これに基づきまして、今年のダイヤ改正ですが、3月13日がダイヤ改正となりますので、その前日の3月12日が廃止されるとされる駅の最終営業日となります。そして、自治体で維持管理する駅でございますが、幌延では五駅でございますけれども、4月1日以降、幌延町で自治体維持管理をしていくということになります。

そこで、①無人駅維持管理方針に関してでございます。別添の資料1の1を御参照ください。

まず、町としての方針でございますけれども、これまでJR北海道の駅員等によって実施してきた様々な維持管理の業務に関しましては、新たに、自治体でパート職員を確保した上

で、対応してまいりたいというふうに考えてございます。

もう一つ大きな業務となっております冬季間の除雪作業でございますけれども、こちらは現在、JR北海道が無人駅の最寄りの住民の皆様を除雪パートナーという形で依頼して除雪作業等を行っていただいておりますので、町としても引き続き、この除雪パートナーを引き継ぐような形で、除雪作業を行ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、無人駅の維持管理に係る主な業務内容でございます。

月3回程程度の定期的な巡回作業がございまして、ホーム上ですとか、駅舎等の点検作業等を行ってまいります。そして何か異常があれば報告するというものでございます。また汚れ等があれば、清掃等の作業を実施いたします。そして、そういった巡回点検した内容を管理駅の幌延駅のほうに逐次報告するということが定期的な作業でございます。更に、随時の業務といたしまして、夏場でありますけれども、駅やホームなどの除草作業、こういったものを随時実施していきます。更には、ダイヤ改正時には、駅舎の中に掲出してあります時刻表ですとか運賃表こういったものを張り替えするという作業も発生いたします。更には随時、管理駅となります幌延駅のほうからの指示に基づきまして、対応していくという業務がございます。

そして、冬季間でございますけれども、前述いたしました除雪パートナーの皆様をお願いする部分ですが、毎日この雪が降っても降らなくても、駅のホームを巡回いたしまして、雪があれば、それを除雪するという作業がございます。これは始発列車の前にそれをやっておくということでございます。

しかしながら、毎週1日は、必ず除雪パートナー様の公休日というものを設定することになっておりますので、こちらに関しては、やはり町のほうで、パート職員等を確保した上で、除雪業務に対応していくということが必要となります。そして随時、駅舎の屋根の雪下ろし等、環境整備を行っていくという必要がございます。

続きまして、②廃止を容認した無人駅2駅の取扱いでございます。

こちらに関しましては、JR北海道から駅舎そのものを譲渡していただきまして、現在の駅の付近に駅舎を移設し、町で行っています秘境駅観光の一つの財産といたしまして、他の無人駅5駅とあわせて、管理しつつ、資料等の展示ですとか、交流スペース等として活用することによって、地域における滞在時間を長くするような、そういう回遊するような仕組みの一つとして活用してまいりたいと考えてございます。

③維持管理経費に関してでございます。こちらは、めくっていただいて資料の1-2でございます。

今回3月定例会で提案を予定しております令和3年度の一般会計予算案のほうに計上を見込んでおります維持管理経費でございますが、こちらは総額で632万8千円となっております。こちらに関しましては、昨年、JR北海道から示された維持管理経費ということで484万6千円とお示ししているところでしたが、そこから150万円程度増額しているところでございます。こちらの要因でございまして、JRで示した想定額というのが、平成30年度の実績額と決算額ということでの御提示でございました。どこの組織もそうですけれども、予算があつて、決算が上ぶれ下ぶれするということがよくある話でございます。この年に関しましては、極端に冬季間の降雪が少なかったということもございまして、除雪経費が予想をしていたより下回ったということでございます。しかしながら、町で

予算を見積るにあたりましては、一定程度のものが降って一定程度の作業、出動というものを見込んだ上での予算設定となりますので、こちらの部分が60万円程度増えているというところでございます。また、自治体による維持管理の初年度ということになりますので、多少の初期投資的なものが必要になろうというふうに考えてございます。細かくなりますが、先ほどの業務内容でございます清掃用品とか用具、あるいは除雪用具といったものの替えですとか予備こういったものも必要になりますし、夏場の清掃、除草作業の刈り払い機等、そういったものも、初期投資として必要になってくるであろうと思いますので、こういったものを見込んでございます。しかしながら、この部分に関しましては、自治体の維持管理が、運用を始めて、平準化していくと慣れてくるのかなというふうに考えているところでございます。

続きまして(2)路線バスの減便についてでございます。

こちらの路線バス、沿岸バス様でございますけれども、こちらは一昨年3月や6月の常任委員会等で、路線バスの乗車人員が著しく少なくなっていて、国の補助金の路線として基準を満たさなくなるので、より需要の厚く太い区間に路線を圧縮するというところで、補助金の路線が短くなるということをお説明してきたかと思っております。具体的には、豊富から留萌までの補助金路線だったものが、幌延から留萌に区間が短縮されました。これによりまして、幌延と豊富の境界の部分が幌延町での単独の持ち出しということになって、町の補助金が増えているという状況にございました。そこに、コロナによりまして、追い討ちをかけるように、人の動きが停滞いたしまして、より一層の乗車人員が減少してございます。こちら全国的にも、同様の現象でありまして沿岸バス様のほうでも、同じ状況ということでございます。

それで、令和3年度の予算案でございますけれども、沿岸バス様への補助金額、こちらが1,191万7千円となっております。令和2年度当初予算と比べて320万円弱、決算見込みと比べまして280万円強という増額でございます。先ほど角山のほうからも申し上げましたが、令和3年度、基金を一部充当することにより全て基金が消失するというところになってございます。参考でございますけれども、本資料の下の米印の部分で、都市間バス沿岸バスの対前年比較11カ月分が載っておりますが、収入のほうで1億1700万円弱の減、55.6%の減、そして人員のほうでも4万3400人の減、65.1%ということで、都市間バス路線バスともに大きな影響を受けているという状況でございます。本資料の裏面でございます。流石に、この1200万円の補助金の提示というのが、令和3年でございまして、これを永続的に支出していくということになりますと、平成31年度のおよそ倍という金額でございますので、費用対効果等を考えていくと、大きな懸念を抱くような数字というところで、何らかの抜本的な代替交通等も考えなければいけないのかなと思わざざるを得ないような数字であったところでございます。

そこで、バス事業者様のほうから、こういった自治体の負担額の増加を少しでも圧縮しつつ、利用者の利便性を極力損なわないように対策するとして、減便等のダイヤ再編計画の提案がございました。これは本年の2月15日付けの文書で要請文があったところです。まだ来て間もないので、庁内の協議を少しした段階なんですけれども、文書のほうには、路線バスを取り巻く環境として、これまでも人口減少、マイカー普及で乗員減のところ、コロナ禍によりさらに減少して、令和2年度の平均乗車密度が3.1人に低下したということでございます。これによりまして、平均乗車密度が5人を下回る場合、運行回数査定制度というも

のが適用されて、国と道の補助金が大幅に減額するという事になったとのことです。この資料2-1でございますけれども、1. 補助路線というのが、上の区分の下にございまして、この③国補道補助とございますが、令和2年度の決算見込みが8,073万とありますけれども、令和3年度の当初予算の見込みが5,941万8千円ということで、2,100万ほど国道の補助金が落ちていると。これが運行回数査定制度による大幅な減というところでございます。このため、沿線自治体の負担を少しでも抑制したいということで令和3年10月1日のダイヤ再編という御提案でございます。

主な内容につきましては資料2-2、1枚めくっていただいて、次のページをご覧ください。

まず、大きな部分でございますけれども、上り下りと四角がございまして、赤い線でバツテンを書いている部分、これが上下、1便ずつ1往復減便になるという便でございます。

そして、快速便の普通便か各停かということで、利便性を確保しつつも、黄色く色塗りされてるところは、土日祝日が運休となる便ということでございます。そして、一部運行時刻が変更というのが、時刻が右矢印で変更になっている部分でございます。

こういったダイヤは再編によりまして、幌延町だけ見ますと、約180万円程度、費用を令和4年度で圧縮できるという試算でございます。そして沿線自治体でいきますと、2,400万円程度減額することができるという想定のもとに、このような御提案をいただいたところです。この提案につきましては、各自治体で意見要望があれば、その提出を4月10日までの期限として、御意見いただきたいと依頼されているところでございます。

ここで町として考えます大きな課題でございますけれども、こちらの資料2-2の真ん中の上の部分、課題と書いてございますが、すいません黒ぼ一つ目がですね、天塩高校への登校通学遅廃止と書いていますが、登校通学便と訂正いたします。通学便が廃止されるということが、大きな課題であると考えております。上りの赤のバツテン印をしました幌延駅発7時50分というものが廃止されますので、天塩高校へ通学してる幌延の在住の生徒さんが、7時5分の幌延駅発のバスに乗らなければいけないということになります。そして、土日祝日については、この7時5分も運休となりますので、さらに早い6時10分に乗るか、遅い8時50分乗るかということになりまして、土日の行事であったり、部活であったりというところに影響が出るのではないかと懸念をしているところでございます。天塩高校へ通学する生徒さんですけれども、右上の四角の囲みのところで影響があるのが、本年10月からのダイヤ再編ですので、1年生2年生でございまして現在20名でございます。新1年生の数がわかりませんので、20数名が影響を受けることになるというふうに考えてございまして、これ大きな影響だということでございます。

それで、町といたしまして、4月10日までに方針を固めまして意見や要望を行ってまいりたいと考えておりますが、意見要望には何点か、候補はございます。例えば、まず減便するということをやめてほしいということが候補としてはありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、幌延町だけにかかわらず、全て沿線自治体が関係して2千数百万円という金額が関係してきますので、なかなかそういう要望も出来ないのかなと考えております。そして、減便するダイヤを別の便にしてほしいという候補もあるかと思うんですけれども、やはり路線というのが、豊富から留萌まで全て繋がっているものですので、バス事業者様としては一番需要のある太く厚いところにドル箱路線のところにダイヤを持っていきたいというところ

ろだと思いますので、幌延町が良いダイヤになると、他が良くないダイヤになってしまうということが容易に想像されますので、これも難しいのではないかとこのように考えております。

それで現時点で町で今考えております要望案につきましては、上りの減便ダイヤ7時50分幌延発の次の後続便であります8時50分発の幌延駅発の時刻を前倒して豊富から出発してきてもらえないだろうかというのが、資料2-2の赤字で書いている町要望案というところがございます。例えば、7時20分に豊富駅を発車することによって、これまでどおり7時50分に幌延駅を発車し、天塩高校に同時刻に着くと。しかし、そうなりますと、この便の南のほうのダイヤが狂うこととなりますので、例えば、天塩町内で60分ですとか、ある程度、停車して待つような形で出発していただいて、また、もとのダイヤに復帰することが出来ないかということ、バス様のほうに交渉してまいりたいというふうに考えてございます。

この件に関しましては、まだ4月10日までお時間がございましたので、本日、委員皆様に御説明したところですので、何か妙案がありましたら、企画政策課のほうに御連絡いただければ、そちらのほうも含めて、また考えてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、2.地域内交通についてでございます。

(1) 令和元年10月、前回ですね、全員協議会で説明をさせていただいた内容とその後の報告でございます。

前回の地域コミュニティ形成事業の中で、集落の困り事、課題調査をしております、やはり、高齢者免許返納者と交通弱者の皆様の移動が、困っている状況にあるという現状を把握しております。

町といたしましては、全ての町民が均一な質の同じサービスではないにしても、何らかの地域交通のサービスを全町的に受けられるような仕組みの構築を行ってまいりたいというふうに検討を進めてきたところでございます。

当時は、幌延市街地区においては、交通事業者様を活用したハイヤー券などを想定しており、幌延市街地区以外に関しては、地域運営組織等が運営する集落支援センターによる有償運送を考えていきたいということを申し伝えたところでございます。

そして、現時点での町の方針が(2)でございます。資料は3-1でございます。

現在、町といたしましては、資料3-1の上の三つの囲みのおり、幌延市街地区と幌延周辺地区と問寒別地区ということで三つの移動手段を検討中でございます。

まず、幌延市街地区にあっては、デマンドハイヤーの制度というものをこれまでどおり考えているところでございます。こちらの仕組みに関しましては、資料3-2でございます。

こちらは、ハイヤー運賃区分制ワンコイン型利用料金という仕組みを考えてございます。これは、どこに住んでいても、誰もがどこへでもハイヤーを利用して生活の足を確保できるということを目指す仕組みでございます。目的といたしましては、70歳以上の高齢者等交通弱者の日常生活利便性向上に資するハイヤーを利活用した移動支援でございます。

自己負担額に関しましては、このハイヤーの運賃区分に応じて、自己負担をあらかじめ決めておくというものでございます。資料戻りまして、前のページ3-1でございます。左下の部分にハイヤーの運賃区分が記載してございますけれども、区分がAからGまで区分して

おりまして、ハイヤーに乗ったときの運賃額に応じて、自己負担を2割から3割程度設定して御乗車いただくという仕組みです。

例えば、幌延市街地の初乗り料金で行けるところに関しては、100円の自己負担、Bの620円を超えて1000円未満であれば、200円といったメーター運賃によって、最初から決まっている金額をお支払いいただくという仕組みを考えております。そしてチケットの配布数でございますけれども、この資料の右下の囲みの部分でございます。チケットの配布案でございます。これは一つのチケットを100円ということで想定しております。幌延市街地区に関しましては、複と単ということを書いておりますが、複数世帯と単身世帯ということでございます。こちら複数世帯にあっては、1人につき24枚、単身世帯に関しては、36枚配布するという案でございます。ここに差を設けていることに関しましては、例えば、高齢夫婦であれば、お二人のチケットを共有しながら、二人で乗り合いする、あるいは、片方の配偶者に行ってもらおうということで、チケットの共有をすることができるのに対し、単身世帯に関しては、それが出来ませんので、少し傾斜配分という形で5割増という設定でございます。

そして、幌延周辺集落に関しましても、周辺集落から市街地に移動するということを考えますと、ワンコイ100円ではいけない区間が多いので、これに関しましても、枚数をふやして配布したいという案でございます。

また、問寒別地区に関しましては、患者輸送車両等で移動してから、幌延市街地でのハイヤーの利用を想定して、幌延市街地区と同枚数の配布を案として検討しております。

そして、資料3-2、2ページ目でございます。

利用の流れでございます。

今想定している利用の流れ、①から⑥でございます。下の図表図化した部分も、参考にいただければと思いますが、まず、①といたしまして、対象となる方が、町に認定の申請申込みをしていただきます。②に関しまして、役場のほうで、対象となるかどうかを判断し、認定したときには、チケットを交付するという流れでございます。そして、③利用者の方、対象者の方は、実際に通常ハイヤーを乗るように、電話で予約していただいて、ハイヤーに乗車すると。④は、ハイヤー事業者様が利用者に移送サービスをいつもと同じように提供するというところでございます。そして、この際に配分されたチケットと同額の自己負担額を、ハイヤーの運賃メーターに応じて、決められた部分をお支払いするという形です。そして⑤ですが、ハイヤー事業者様が月締めなどの単位で利用明細書等を作成いただき、これを添付して、町に自己負担分と実際のハイヤーメーター運賃との差額を請求するという形でございます。そして⑥町はそれをハイヤー事業者様にお支払いすると、このような利用の流れとなっております。

このデマンドハイヤーの仕組みに関しましては、兼ねてから検討を進めてきたところでございますけれども、役場の内部であったり、チケットの紙ベースでの事務量と作業量等負担を勘案しまして、なかなかその制度設計等を細かく煮詰めることが出来ない状況にございましたので、現在、当初予算案への計上は見送って、引き続き協議、検討を進めているという状況でございます。

そして、この資料3-2の②から⑤の四角く囲っている部分でございますが、この事務省力化に向けて、システム化を検討しているというところでございます。少しでも、事務作業

を少なくして、負担を減らした上で、このような仕組みを構築したいというところがございます。システムの開発を進めて、一定の目途がたった時点で、補正予算等に計上して、制度の運用を開始してまいりたいと思っております。更には、試験的な運用の際には、地域にあるほかの公共的な交通資源というものもありますので、上手な使い方のガイドなども作成した上で、利便性の確保に努めてまいりたいと考えております。

主なデマンドハイヤーのスケジュールに関してでございますけれども、現時点では先ほども前段で説明ありましたとおり、6月補正予算等の計上を目指しつつ、7月の試験運行、10月本格運行を目指して、現時点取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

今、御説明申し上げました内容につきまして、更なる、良い方法、アイデア等がございましたら、御意見いただいた上で、更に煮詰めてまいりたいと思っておりますので、委員皆様からの御意見等も賜ればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

そして資料が、すいません行ったり来たりでございますけれども、表紙の3-1に戻っていただきまして、(2)幌延周辺地区というところがございます。こちらに関しましては、既存の民間団体様で、以前、無償運送を実施していたという部分がございますので、引き続き、協議を継続しつつ、団体様のほうで何か不足している部分などを洗い出しつつ、町として協力できる部分というものを、後方支援してまいりたいと考えております。

更には、市街地のデマンドハイヤーの仕組みを周辺集落まで運行エリアとしていただくことによって、そこの保管をしていきたいという考えでございます。

そして(3)問寒別地区に関しましてでございますけれども、こちらは、最後の資料になります資料3-3、3ページでございます。

こちらは、自家用有償旅客運送の仕組みというものを構築しつつ、幌延市街地区ではデマンドハイヤー制度を利用していくという仕組みでございます。こちらは、まだ、いろいろな組織体系であったり、仕組み作りというのが、いろいろハードルがございまして、進んでいない状況でございますけれども、運営形態として考えられるのが、NPO法人等の団体による運営、または、市町村による運営ということが考えられます。引き続き、昨年10月から、実証実験ということで、協力隊を利用しまして、地域コミュニティー形成事業の一環で、無償運送の実験を行っておりますので、こちらの実験を、昨年12月に週3日運行としておりますが、これをもう少し拡充等することによって、利便性の確保と検証等を行っていった、より良い仕組みづくりというのを考えてまいりたいと思っております。そして、最終的には組織化によって、地域生活支援サービスの一環として、こういったデマンド交通を実施していけないかということ、引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上で地域公共交通の三つの項目についての御説明とさせていただきますどうぞよろしくお願いいたします。

斎賀委員長

はい、ありがとうございました。

これは、一つ一つ聞いていったほうがいいですね。

最初に、無人駅の維持管理、最初に説明してもらった。資料1-1無人駅維持管理方針に対して、まず最初に委員皆さんから意見を伺いたいと思っております。

西澤委員

参考になんですけれども、今年、令和2年度の秘境駅応援という、ふるさと応援基金みた

いなふるさと納税のほうの秘境駅に係る部分の収入見込みというのは、収入と言わないですね、その応援の金額は、見込みとしてはどれぐらいになりそうですか。

山下企画政策グループ主幹

ちょっと正確な数字ではないんですけども、昨日ちょっと集計した部分で350万円程度だったかなと思われま。総務省のほうで、5割程度は、3割の返礼品と関連経費2割増して5割程度に抑えるということですので、350万円の半分程度が基金として、今後、積みまされていくのかなというふうに考えております。

高橋秀明委員

鉄道の関係なんですけどもね、国土交通省で1,400億円を拠出して、3年ぐらいの間で、赤字補てんしなさいと。これは、鈴木知事と繋がってるような話でもあるんですけども、それが恐らく安全面とかそういうものに使われてきて、そして今、一生懸命レール交換、あるいは、枕木を交換してる。幌延を中心にして宿泊されて、やっているJRの関係会社の動き等を見ればですね、私はですよ、宗谷北線はまず、無くならないんじゃないかと確信に近いようなもの持っています。

ただ、その赤字で、赤字がこれ以上続いたらどうかっていうのは、確かにあるんですけども、稚内がてっぺんだとしたら、そこに旭川、名寄と繋がる背骨のようなこの宗谷線をね、簡単に廃止するわけではない。逆に言えば、稚内が怒るといふか困るといふか、そういう動きも、例えば、自民党の強い町でもあるんで、恐らく、そういうプレッシャーもかけてくるんじゃないかなあ。おまけに、利尻、礼文に繋がる線でもあるということ。

そういうことを踏まえてですね、山下さん持っています情報網の中で、観光列車、その1,400億円の一部は観光列車を動かすという知事の強い意志もありますし、風っこ宗谷号、コロナだから様子見てるのは分かるんですけども、その辺の情報も、もしかありましたらね。今年の運行ですか。教えていただきたいなと思うんです。

山下企画政策グループ主幹

委員の御質問のですね、この1,300億程度の国交省の補助金というものなんですけれども、これ実はですね、3年間でこの金額なんですけれども、黄色線区と呼ばれている維持困難線区の赤字補填の分は一切含んでおりません。これは、そのほかの黄色線区と言われるもの以外のJRの赤字の部分の補填のために、国が用意したという部分でございまして、JR北海道が維持困難とした線区に関しては、国の立場としては、引き続き、地方と同水準の負担を地方に求めて、それまでなら国は出すよという姿勢を、現時点では崩していないという状況でございます。

なので、ちょっと1,300億とは、分けて考えていく必要がございまして、こちらの地方の同水準という部分でございまして、これ昨年度まで2年間、沿線自治体で、北海道と合わせまして、2億円というものを、活性化のために、利用促進に資する取組ということで負担してまいりました。本町におきまして、年間85万円程度、支出してきた経費でございまして、令和3年度以降に関しては、こちらは各自治体には負担を求めないということになっております。

広域的に北海道全体で取り組む必要があるということで、北海道が全て資金を提供した上で、国と一緒に黄色線区を維持していきたいというところがございます。ただし、北海道も赤字補てんはしないということを原則に言ってますので、北海道として、観光列車をつくる

と、造成するというので、令和3年度4年度、観光列車が出来上がるという形になってますので、その国のお金で1,300億でできるというよりは、北海道が、黄色線区の利用促進、維持活性化のために、拠出したお金で造成を図るということになってございます。

これに関しまして、まだ出来てからの令和3年度4年度でできる話ですので、まだ出来てはいないんですけども、今年度に関しましては、「花旅そうや」っていうんでしょうかね、という観光列車がもともと計画されていた昨年もありましたけれどもコロナで中心になってございますが、幌延町に関しては、5月15日から6月にかけてですね、土日4週にわたって、旭川から稚内まで、土曜日に稚内に向かって日曜日に旭川に帰っていくというダイヤで運行される予定となっております。以上です。

西澤委員

廃止を容認した無人駅2駅の取扱いというところで、資料展示、交流スペースというふうになっていきますけれども、例えば、こういう廃止駅だったり、廃止の列車を巡る人たちを葬式鉄ちゃんみたいな形で言うらしいんですけど、そういう人たちって、結構、今、回ってるんですけど、回ったわいいけど、そこに残されてましたっていうので、気持ち感情的には、残されてるほうがうれしいんですか。その辺の気持ちはあんまりわからないので。

これを残して、経費がかかるのであれば、この6百幾らを少しでも下げれて、そんなに葬式鉄ちゃんがたが巡ってたように、巡ったんだけど、まだ残ってたっていうぐらいだったら、ここにかかる経費を少しでも削減できるのかなと思うので、その辺の気持ち的には、どうなんでしょうかね。

山下企画政策グループ主幹

ちょっと私も葬式鉄ではありませんので、ちょっと感情を押し量ることは出来ないんですけども、やはりいろいろな方がいるのかなと思うんですけども、実際なくなって、墓標のように、何かちょっとしたメモリアルなものがあることで喜ぶ方もいたりとか、移行というんでしょうかね、あったことを探して喜ぶ方もいると思うんですけども、実際の駅舎だったものが現存しているというのを一つの喜びとみいだして、訪れておられるという方もいらっしゃるって、実際、全道的にはそういうところがございます。近くでは、兜沼の近くに、旧芦川駅の駅舎が残されておりまして、やはりそこに巡っていくという方もいますので、一定程度そういう効果といいますか、資源にはなるのかなというふうに考えてございます。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

(一同無言)

では、無人駅の維持管理については、逐次、委員会と相談しながらやっていきましょう。

二つ目、路線バスのほうですね。先ほど、バスの時刻こういう案もこれから要望の案としてやっていくということでしたが、はい、皆さんのほうから意見がありましたら。

西澤委員

廃止する予定のところ、今の登校通学便になっているんですけども、路線なので、向こうのほうにしてみたら、お客さんがだんだん乗らないので、5人以下になるのかなというふうに思いますけれども、天塩町が、中川だったり問寒別だったり、バス出してますよね。そこは、この通学の便が無くなった時に、そこまで聞いてはいないでしょうけど、想定としては、天塩町が、通学便を出すっていうような思惑で幌延町が動くんですか。

山下企画政策グループ主幹

まだ、こちらもちよっと情報収集はしてないんですけども、やはり、路線バスの走るところに関しては、特別、バスは現状出していないというところがございますので、振老とかあの辺でしょうかね。というのは、沿岸バスに頼っているという状況のようでございます。雄信内は、やはり、あちこちから集めてきて、集約して、天塩高校に送り込んでいるということでございますので、もう1便、何らかの方法で来るのかどうなのかっていうのは、ちよっと全く情報のほうをまだ収集してございません。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

植村委員

これはもう、なぜ、この時刻の通学路線のバスを廃止したいというのでしょうか。ちよっとわかんないんですけど、少なくとも、幌延だけでも、20人ちよっとですか。あと、天塩でその間に何人かを足すと、少なくとも24、25人は、利用者いるんですけども、やっぱりそれでも利用者が少ないということで、この便を廃止するってことなんでしょうか。

山下企画政策グループ主幹

バス事業者様の思惑というのが20人乗っているのが、ボリュームゾーンなのかどうかというところかと思うんですけども、こちらの便に関して、ほぼ天塩で利用が終わってしまうという便なのかなと思ひまして、それが何かをしていった時に、1番の箱というところ、羽幌の近辺ですね、そこに到達した時に、果たして、じゃあ羽幌高校に間に合うような時間なのかというと、ちよっと全然そうでもないし、道立羽幌病院のほうに間に合う時間かというところもありませんと、やはりこの幌延、豊富から天塩に行き来する方のものを想定したダイヤだったのかなというところですので、全体で見ると、輸送人員としては、ほかの便と比べると少なかったということであろうというふうに考えております。

無量谷委員

これもバス会社の意向なんですけども、やはり、留萌まで行かないで、豊富から天塩までの便のみという形で運行が出来ないのか。その辺はどうなのかなっていう感じで。

1番、営業所がある遠別まで。だから、ある程度、豊富と遠別間は走りますよっていうだけの時間帯でバス会社は出来ないのかなあという感じがするんですけど。

山下企画政策グループ主幹

こちらのバス路線に関しましては、国の補助金などを満たすためにいろんな条件がありますけれども、乗車の人員の少ないところだけに寄せてしまうと、その補助金が受けられないということになってしまひまして、やはり、例えば3町での単独路線ということになって、かなり経費は増えていくのかなと。

あとはバス事業者様として考えるのは、やはり車両繰というところがございますので、この路線バスってのは、行って帰ってくるっていうことで一便という形になりますから、途中で終わってしまったたりする場合、折り返しのダイヤに影響したりということも出てきますので、その辺の車両繰というのも、特定のところだけというのはなかなか難しいのかなと。

やはり、特定のところだけになりますと、遠別などもしていたんですけども、もう専用路線というような形で、もうかなりの高額な費用を支払いして運行してもらうということは可

能なのかもしれませんが、なかなかちょっと現実的ではないのかなというふうに考えます。

佐藤委員

これから若い人たちが、幌延町も天塩町もそうなんでしょうけど、天塩高校に行くウエイトというのは、その上の都会に行く人は、それでよろしいんでしょうけど、やはりこれがJRもそうですけど、バスまでこうなってくると、これから若い人たちが、幌延の中学校を出て豊富高校行くのか、普通は、天塩高校行くかがほとんどなんでしょうけど、これはやっぱり、行政が相当やっぱり幌延も天塩も中川も遠別もそうかもしれませんが、これはもう総がかりでかかって対処していかないと、若い親御さんたちが、これ高校も親たちが送り迎えしなければならぬなんて、ばかみたいなことになってしまうんじゃ、これは、根底からまちづくり、いろいろと町でも子供のあれにお金かけてきてるんですけど、そこら辺もね、学校まで心配せんきゃならぬなんてことになってくると思うんだよね。

だから、お金もかかることは当然それはそうなんでしょうけど、やはり、相当これ、根底から力を入れて考えていかないと困ったなでは済まないわけで、こんな早く乗ってって、天塩高校で、あの辺で、時間をどうするんだということになるだろうし、幌延町だけじゃなくて、天塩町さんには高校があるわけだから、力を合わせて、何とか今言ったように、何かの方法として対処していかないと、これから若い人たちが、大変なことなのではないかなと思います。

今言ったように、採算が合わないことは、もう事実なんでしょうけど、沿岸バスは採算の合わないことはやってられないわけだから。だから、そこら辺のところひとつ町長も、ひとつ力入れてもらわなきゃならぬだと思いますんでねこれ。大変なことになってきたなと思うんだけど、だんだんこうなっていくんじゃないか。

今年は23名ぐらいかい、天塩高校の高校生は。当然、人口も少なくなってくると、こういう問題は、当然、これだけに限らず全ての部門でそうなってくるのかなと。さっきの農家のあれではないですけど。だから、頭の痛いことだと思うんですけど、町長の一つの考え方も伺いたいなと思います。

野々村町長

この沿岸バスについては、なかなか難しいと思ってます。

この要望案件をこういう形に変更していただいて、天塩に行って60分時間を潰してもらって流れていけば、南の路線はパーフェクトで理解できるっていうこの変更案を、沿岸バスが聞いてくれるかどうかというところなんだと思いますね。

先ほど言った、各町村あるんですけど、豊富さんはもう一切知らんということですし、天塩も知らんとはっきり言っています。沿岸バスに対しては。

うちだけで、その分を全部持つかっていうことになると、やっぱりなかなか大変な話だと思ってます。だから、どういう形がいいかっていうのは、先ほど、地域交通の中でも言いましたけども、やっぱりこういう全体の交通網の中で、いろいろ、全体を繋いで行ける形をどっかで作らなきゃなんないのかっていうのは、やっぱり広域に交通網の話は、今後進めていかなければならないんだと思ってます。

沿岸バスのプロの運転手が、あのだでかいバス持ってきて、うち1町だけで、20数人を1本ずつ走らせるっていうのは、至難の業だと、私自身は考えてますので、まずは要望として、この変更時間をきちっと何とか聞いてもらえるような形をとるか、あと天塩さんの高校

のスクールバスに合わせてそこまで届けると、それに乗れるのかとか、どういう形が1番いいのかってのは、今後大きな宿題がやっぱり重んでくると思ってます。

如何せん、やっぱりちょっと簡単な話でないですし、金額も簡単な話ではないということで、それぞれ、これからもっともっと厳しくなっていくんじゃないかなっていう気はします。本数も減らされながら。今までも、豊富も、沿岸バスさんを今使ってますけども、沿岸バスさんと、うちを通して、留萌まで行くこの路線についても、やっぱりなかなか維持をしていくこと自体の負担は、いかほどかなと。

やっぱり学校は学校の分として、スクールバスのように考えたほうがいいのかというのは、各学校があるところとも協議しながら、どういう形が一番良いかというのは、やっぱりちょっと今後大きな課題の一つだと思ってます。こうするっていうのは一つも、今んとこ名案がございません。申し訳ございません。

佐藤委員

いずれにしても、当然人口が減ってくるとこういう問題は、当然いやでもきてしまう。いろいろの問題で、ここにいる人達ってのは、医療の面から、全て、困ったなど、どうやったらいいんだと、だったら、都会に行くしかないなとか、結局、そうやっていかざるを得なくなっていくと。そうすると、子育てとかいろいろなものに町も、どこの行政もそれだけのお金かけて留まってください、産んだら何ぼやりますと言ったって、さあ、教育を受けるとなったときに、どこへ行くんだと。

だから、そういう問題やっぱり町長も今言ってたけども、町長の言っていることは痛いほどわかるんだけども、なんとしても町長に力入れてもらって、知恵を出して、この行政の財政負担もこれもやむを得ないとも出てくるのかもしれないし、何とかしてやっぱり親御さんたちが安心して、都会にまで行けんけど、天塩高校ぐらいは安心して出せるんだと、やれるんだという、またこれぐらいは、我々も当然そういう立場にいるわけだし、知恵を出してやっていかなきゃならんと思うんですね、町長にも、一所懸命、頑張ってもらって、何とかひとついい知恵を出してもらいたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

植村委員

それで、近郊の路線バスの維持費もさることながら、都市間バスの沿岸バスの維持費等々合わせて、やはり、結構な金額になっていくんだらうなというふうな気がします。私は、金額が大きいとか小さいとかっていうことじゃなくて、これは必要なことなんで、どうしても必要なものっていうのはこれはやっぱり負担せんかなっていうのは建前なんですけども。

今現在、羽幌線の代替の基金がゼロになるということで、今後、その財源をどういうふうにして確保していくかということを考えてるのかを聞きたいんですけど。

野々村町長

先ほど、予算の説明の時に、総務財政課長がちゃんとお話をしたと思います。

基金がまず無くなるということでございますから、その後については、先ほど私も言いました、どういう形が一番持続可能なバス路線になるのかということも、各町村全部が交通網として考えていく仕組みをこしらえる。沿岸バス有りきで沿岸バスを応援するんだじゃなくて、全体もちょっと新しく組替えていった時に、どうなるのかということ自体を、やっぱり、そんなに遠くないときに、やっぱりきちんと判断していかなきゃならないんだらうと思ってます。

最終的に、今回の、無くなって、数年間は、取りあえず、基金がどういう形で基金を積むかという名称も含めて、それぞれ、どういうやり繰り方をしていくかっていうのは、やっぱり単年度単年度、一般繰入れしながら、ちょっと考えていく、そのときに、形が見えればその名称で基金をつくっていくということが一番良いかなという気はしています。

西澤委員

実際、町要望案が通るのが一番いいかなとは思いますが。

今、天塩高校に通っている人たちだけじゃないので、例えば、稚内に通ってる人は、朝6時50分、7時ちょっと前の汽車で、稚内に通ってるわけで、そこには、女性も何もなくて通っている、その辺も、もちろん、存じてると思っておりますが、その辺の配慮も含めて、ここだけ特別ではないというところも含めて、検討して行ってください。

斎賀委員長

これは、町の要望があるわけで、まずは、経過を見ながら、逐一、常任委員会に相談、報告をお願いしたいと思います。

3番目幌延地域の交通体系整備方針ということで、いろいろ問寒別のこと、それから、幌延周辺、幌延市街地のこと出ていますけど、この三つ一遍でいいですね。

これについて、意見ありませんか。

無量谷委員

市街地区、あるいは、幌延周辺っていう形の聞きたいんですけど、これね、二人なり、隣り合わせて乗り合いで運行していきたいんだという一人だけでなく、運行した場合は、どういう考えでやるのか、あるいは、二人以上の料金についてっていうような考え方はどうなのか。その辺、聞きたい。

山下企画政策グループ主幹

こちらに関しましては、乗り合いをするということに関しては、利用者からというよりは、どなたかお1人が使っていただくということを想定してますので、そこも含めて御近所とですね上手に運用していただければなというふうに考えてございます。

ハイヤーの運賃は、2人乗っても3人乗っても同じ額ですけども、自己負担に関しては、あくまで、いろんなケースを想定して、お一人百円百円百円ということではなくて、あくまで1回運行することに対しての、百円なり五百円なりということですので、あとは御乗車された方が分けていただくのであれば、それはそれでいいのかなということを想定してございます。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

これも今、案を出してもらったんで、運営しながらまた問題出たら、その都度、常任委員会と意見出し合って、いい方向に進めるようにしたいと思いますんで、これはこれで閉じたいと思いますがよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、地域公共交通については、これで全て閉じたいと思います。

それでは、15時30分まで休憩します。

(15時18分 休憩)

(15時29分 開議)

それでは、休憩を解いて会議を再開します。

調査事項4 産業振興課所管「農業用水道の整備について」であります。

それについて、説明を求めたいと思います。

山本産業振興課長

それでは農業用水道の整備に関する説明を行います。

今ですもん寒別地区、上幌延開進地区で、道営事業、あと町の単独事業で、農業用水道の整備を進めておりますけれども、道営事業の完了の目途がつかまして、ようやく全体の概要が固まりましてですね、概算の事業費も出たので、ちょっと御説明させていただきます。

説明につきましては、この説明要旨というものに基づいて、説明したいと思いますので、お配りしてる4ページもののレジュメと2枚図面がついてるんですけども、それは後ほどごらんになっていただいて、質問ですとかしていただければと思います。

それでは説明要旨に従ってですね、説明させていただきます。

現在、上幌延開進地区及び問寒別地区で、農業用水道の整備を進めてますけれども、この整備につきましては、平成26年に策定した農業用水道の管理方針というものに基づいて実施しております。同様に、その方針に基づいて整備しているもので、まず基幹的な施設を整備するために、道営事業で浄水場ですとか、基幹的な排水路、幹線排水路を整備しております。

上幌延開進地区は、平成27年から着工してですね、令和2年度、今年度でようやく完了することとなりました。

問寒別につきましてはですね、平成25年度に着手してですね、ちょっと事業費の付きが悪くてですね、本当は令和3年度で完了予定だったんですけども、残り11キロあるんですよ。11キロを単年度でやるのは、ちょっと厳しいということで、令和4年度まで1年間また延長してですね、実施することになっております。それに合わせてですね道営事業で幹線的な施設、管路を整備しておりますので、その先の末端各戸への給水管ですとか、道営事業で実施出来なかった幹線的な排水路の整備をですね、町の単独事業で行おうと思っております。

上幌延開始地区はですね、今年度から、3路線、幹線的な排水路を実施させてもらっております。令和2年度から令和4年度までの3か年間で、約7キロの給配水管を整備しようと考えております。

問寒別地区につきましてはですね、道営事業1年延びたんですけども、令和3年度から令和5年度までの3年間で約21キロの給配水管を整備しようと計画しております。

それに加えてですね、農業用水道の施設整備には整備費が高額ですので、団体営事業ということで、国からの補助金を貰うのにですね、農業水路等長寿命化防災減災事業というのを行って財政負担の軽減を図ろうと考えております。

全体の農業用水道の整備費なんですけれども、上幌延開進地区、町の単独費も全て終わりましたですね、総事業費は9億8,749万8千円を予定しております。そのうち町の負担額はですね4億9,219万4千円で、そこから長寿命化の補助金をもらってですね、差引き、4億4,544万4千円になる予定となっております。

問寒別地区の総事業費はですね、24億6,430万1千円、そのうち町の負担額は13億2,851万6千円くらいになりますね。負担金を差し引くと、11億2,251万6千円くらいに、落ち着くと思うんですけども、なんせ年間経費がですね、年々上がっているの

で、これで終わるかどうかというのはまだ定かではないです。取りあえず、3年間で町の単独事業整備完了を目指して、これから事業を推進していこうと考えております。

今後の予定なんですけれども、道営事業完了後も町の単独事業を実施して、また全戸接続を行ってですね、上幌延開進地区は、令和4年度の完了を予定しております。問寒別地区は、令和5年度の完了を予定しております。

当初から簡易水道事業へ移行するよということで、事業推進をしております、移行年月日は、接続完了後としまして、上幌延開進地区は、令和5年4月1日を予定しております。問寒別地区は令和6年4月1日を予定しております。

利用料金につきましてはですね、簡易水道事業の全体の収支のバランスを見て決めなければいけないのかなあと考えておまして、農業者や一般町民の方ですとか、議員さんですとか、関係機関の方を構成員として、その料金に審議する場を設けて、決めたほうがいいのかと思ましてそれをですね、来年度、3年度から4年度2年間ぐらいかけて行って、簡易水道の移行の時期に間に合わせたいなっていうのは考えてはおります。以上です。

斎賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの件の農業用水道の整備に関する事で、皆さんから意見を伺いたいと思います。

(一 同 無 言)

1日も早く給水が開始できるようにお願いして、水道のことについては、また整備をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、引き続き会議を行います。

5番 建設管理課所管「名林公園危険木伐採に係る診断装置と検証結果等について」であります。島田課長、説明をよろしくお願ひしたいと。

島田建設管理課長

名林公園危険木伐採に係る診断装置との検証結果等についてご説明いたします。

名林公園の樹木診断については、北海道立総合研究機構、林業試験場のご協力のもと、平成30年度から年に1度の診断を行い、診断結果をもとに適正な公園樹木の維持管理に努めていくことを目的に「名林公園樹木管理計画」を策定しています。

令和2年度は、昨年10月7日から9日までの3日間、経過観察としていた樹木の診断と危険木とされた樹木の伐採を行い、また、シンボルツリーについて、ワイヤー補強による養生を行いました。これらの内容と検証結果について、担当の多田係長よりご説明させていただきます。

多田公園住宅係長

それでは私から、名林公園危険木伐採に係る診断装置との検証結果等について、報告させていただきます。

平成30年度から道立林業試験場の樹木診断装置により、名林公園内の樹木を診断してきたところですが、その中で危険な状態と診断された樹木は10本ございました。令和2年度において、これらの危険樹木を伐採する予定でしたが、養寿寺横、道道沿いの空洞化樹木につきましては、検討をした結果、シンボルツリー同様保護することとしました。したがって、残りの9本が伐採となりましたが、昨年の樹木診断の際に林業試験場の目視判断により明らかに枯死している樹木が判明したため、その1本を追加で伐採し、令和2年度で伐採

した樹木は10本となっています。

この度、林業試験場より伐採した樹木の状況について、樹木診断装置の診断との検証結果が示されましたので、ご報告させていただきます。

資料1をご覧ください。

検証結果につきましては、伐採前の装置による測定値・林業試験場の総合的な見解と実際に伐採した後の樹木の断面写真を10本分個々にまとめております。

結果としましては、目視判断で伐採した個体番号1のナナカマドを除きますと、伐採後の断面写真と装置診断は概ね一致していたとの結果が示され、林業試験場としても伐採は正しかったという意見でした。

資料の中で、1つを例にとってご説明したいと思います。

1ページ目の個体番号2のキハダになりますが、装置診断を勘案した上での林業試験場の見解として、表のコメントに記されています。伐採前の測定者の総合評価をそのまま読み上げますと、今回の診断において、内部にかなりの欠陥があると判断され、内部腐朽している可能性が高いと思われる。生活道路の脇に植栽されており、歩行者等に被害をもたらす可能性が示唆されるため、伐採の必要があると思われる。という見解でありました。

その後、伐採した後の診断装置との検証としましては、中ほどに書かれている【検証結果】（伐採断面観察の結果）に明記されております。読み上げますと、「地際部分及び地上約2m部分ともに内部の腐朽は進んでおり、かなり危険な状態であったと思われる。断面写真の結果とTHC診断の結果はおおむね一致していた。」という検証結果でありますことから、診断装置の信ぴょう性は高いものであると確認できたところであります。

今後の樹木診断につきましては、装置の信頼性を確認できたことから、一定の周期を見ながら診断を行っていきたいと思います。

検証結果の報告につきましては、以上となります。

なお、名林公園にある巨木、シンボルツリーですが、装置診断や林業試験場の見解でも危険樹木には当たらないものの、今後、維持・保護していく方法で検討することを昨年2月の常任委員会でお話させていただいており、昨年10月に造園会社によりワイヤー補強による養生を行いました。樹木のバランスを図るため、枝を切り落とした後、ワイヤーを四方均等に張り、ワイヤー支柱を取り付け固定し、倒木の危険を抑えたものであります。ワイヤーが四方から張られていることから、シンボルツリー周囲を丸太とロープで囲み、安全面にも配慮しております。今回の補強の手法は外観上極端に目立つものではないため、景観も損なうものではないと思っております。

最後に令和2年度で診断した樹木の診断結果についてご報告させていただきます。

平成30年度からスタートした樹木診断は、現在までに82本の樹木を診断して参りました。名林公園内には、診断未実施の樹木もありますが、3年間にわたる林業試験場の目視による抽出で、一通りの対象樹木の選定は終えております。その中で令和2年度に診断した樹木は24本であり、先ほども申し上げましたとおり対象樹木の選定は終えておりますので、この24本は周期に沿った継続診断となっております。基本的には毎年診断という周期として、今年度において再診断を実施しました。

令和2年度に診断した樹木24本は、補強等の措置を検討する樹木や定期的な診断の継続を行うことが望ましいという評価であり、伐採すべき樹木はないことをご報告申し上げます。

また、養寿寺横、道道沿いの空洞化樹木につきましては、「伐採の検討を進める必要がある」と評価された樹木ではありますが、造園等でその方面に詳しい方に意見を頂戴し、保護の方法を模索した結果、樹木に負荷がかからないよう上部をある程度切った後、シンボルツリー同様の施工により保護することが可能との見解をいただいております。

以上、「名林公園危険木伐採に係る診断装置との検証結果等について」の説明を終わらせていただきます。

斎賀委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの名林公園の木のことについての意見を伺いたいと思います。

指名を受けてから、発言してください。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、名林公園危険木伐採に係る診断装置の検証結果等についてはこれで閉じたいと思います。逐一報告をよろしく申し上げます。

②幌延町営住宅条例の一部改正についての御説明を求めたいと思います。

島田建設管理課長

「幌延町営住宅条例の一部改正について」ご説明いたします。

本条例の改正については、条例の一部並びに関係する規則改正を行い、裁量階層の収入基準と入居資格要件を変更するものであります。

平成23年5月2日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、公営住宅法の一部が改正され、それまで、公営住宅法で定められていた裁量階層の収入基準額について引き上げられ、政令で規定された金額以下であれば、事業主体が条例で決定できることとなり、また、裁量階層の入居資格要件についても地域の実態によって、事業主体が条例で決定できることとなりました。条例改正当時、本町の公営住宅の状況は、空き住宅も少なく、応募件数も多かったことから、裁量階層の収入金額の引き上げについては、応募倍率の上昇が懸念されたため、条例を据え置くこととしていました。

しかしながら、現在の公営住宅の空き状況を踏まえ、検討をした結果、裁量階層の収入基準額を政令で規定された金額、25万9千円まで引き上げ、また、裁量階層の入居資格要件についても見直すことにより、空き家住宅の解消並びに子育て世帯の家賃負担軽減を図っていくことを目的に関係条例などを改正することとしました。

条例改正などの詳細につきまして、担当の多田係長よりご説明させていただきます。

多田公園住宅係長

それでは私から、幌延町営住宅条例の一部改正について、説明させていただきます。

現在、公営住宅では29戸の空きがあり、入居希望される方を受け入れるだけの戸数は充足している状況にありますが、公営住宅の入居要件として収入基準がございます。公営住宅は、低所得者層に供給する住宅となっていることから、一定の収入基準を超える方は入居資格がございません。この程、条例において入居資格の収入基準を緩和し、規則ではその資格要件を拡充しようとするものであります。

お手元に資料1と資料2をご用意させていただきましたので、資料により説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。

公営住宅の入居基準の改正イメージとして、従来と改正後で比較しております。

公営住宅法では、入居資格の収入要件は158千円までとされており、このラインが一般的な方が入居できる階層です。矢印の濃い青が本来階層の上限となります。この本来階層の収入基準158千円に変更はありませんが、その上の薄い青の範囲が裁量階層の収入基準となります。従来は214千円以下で定められておりましたが、これを上限の259千円まで引き上げようとするものであります。

裁量階層にあたる要件につきましては、資料2でご説明させていただきます。

現行と改正後の比較となっております。先ほどご説明しましたとおり現行の条例で定めている収入基準は214千円、改正後は259千円となります。裁量階層の要件としましては、障害者や高齢者等の社会的弱者の世帯が該当となり、これは規則で定めているところです。赤字で記しておりますが、現行の子育て世帯では同居者に小学校の始期に達するまでの者がいる世帯を同居者に高校3年生相当以下の者がいる世帯まで、いわゆる小学校に上がるまでのお子さんをお持ちの世帯から高校に通われている子どもをお持ちの世帯までに範囲を広げたいと考えております。該当になる世帯については、今まで本来階層の枠を超え収入超過者だった世帯も裁量階層の枠に入ることにより、収入超過者としての割増賃料がかかることなく、家賃負担軽減が図られるものであります。更に、転入者等の入居支援としまして、「町内に就職が決定し転入しようとする者、又は町内在住者で他に入居先が確保できない場合」を新たに裁量階層の要件に加えることにより、収入要件が壁となって入居できない方を救済できるものと考えております。

また、条例で改正しようとしております裁量階層の収入上限額は259千円ですが、災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる場合等の上限額も同様に、現行の214千円から259千円に引き上げようとするものであります。繰り返しになりますが、裁量階層の収入基準を緩和し、資格要件を広げることにより、今までよりも容易な入居が実現できると同時に空き住戸の解消につながるものと期待しておりますので、議員皆様のご理解をお願いいたします。

以上、「幌延町営住宅条例の一部改正について」の説明を終わらせていただきます。

齋賀委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの町営住宅条例の一部改正について、委員皆さんから意見をいただきたいと思っております。

無量谷委員

一つ聞きたいです。

今、結構、あちこちで災害が起きて、家がなくなったという形でありますけども、これらについて、入居した場合、どういう料金設定になるのかな。素朴な質問なんですけど。

多田公園住宅係長

家賃を納める。それ自体は、通常の皆さんと同じような扱いになりますが、入居の資格要件として、優先的な入居が認められております。

家賃は、罹災者には、減免規定はありますので、その減免規定に適用されるものと考えておりますので、それは通常の入居者よりも家賃は抑えられるものと考えております。

西澤委員

今、公営住宅の入居基準を緩和して、入りやすいようにというところと、子育て世代とか、転入者等に配慮したというところがあるんですけども、特高賃に対して、今は町が補助している部分がありますが、そこを補助ではなくて、家賃基準を下げるというようなどころにはならないでしょうか。

そこはまた別な考え方ですかね、公営住宅の考え方としては。

多田公園住宅係長

特高賃住宅につきましては、公営住宅の入居がかなわない、いわゆる、高額所得者になってきます。そういう方につきましては、公営住宅に入れる裁量要件であれば、特高賃に限らず、その要件に当てはめれば、公営住宅入居も可能だと思いますけども、その要件から外れた場合は、特高賃への入所ということに自動的にようになってくるかと思う。

西澤委員

今回の改正で、今、特高賃に入ってる方が、公営住宅の基準以下、新たに定めた基準により入れるようになっていくというところで、特高賃に入られてる方で、この基準を満たしている方っていうのは何世帯っていうくらいいらっしゃるんですか。

多田公園住宅係長

今、特高賃住宅は幌延で、三号棟と七号棟がございます。合わせて26世帯です。現在、1戸空いてますので、今25世帯入居しておりますけれども、要件にかなう世帯は、今、実際に特高賃住宅に入居されている方で、公営住宅の裁量階層に該当する方は、実際はいらっしゃいます。世帯数にして10世帯は超えていると認識しております。

ただそれは、金額的なこと、範囲が25万9千円までに限定した額的なものしかでしか、今、お示し出来ませんけれども。

植村委員

緩和して、入居しやすくしたということで大変結構なことだと思うんですけどもただその反面、心配するのは、滞納者が増える可能性はないのかということですが、それがやっぱり保証人等々でそれをカバーするというところだろうと思いますけども、どういうふうな考え方でいるのか。

特に町内に就職に向けて入居しようとする転居しようとするもの、これはもちろん一緒になりますけども、または、町内在住者でほかに入居先を確保出来ない場合っていう、この部分はやっぱりちょっと心配かなという気がするんですけど。

多田公園住宅係長

滞納の問題につきましては、裁量階層に限らず、入居時に、一つの請書をとっておりまして、3カ月以上家賃を滞納された場合は、退去を言い渡されても異存はないと、そういった内容で、町と入居者で取り交わしてはおります。

実際、裁量階層に枠を広げることによって、家賃自体も軽減されることになりますので、入居者の皆さんにとっては負担が軽減されるものと思っておりますので、逆にそういった面では、入居者にとっては、有意義なのかなとは思っております。ただ、滞納については、今言うように、入居の段階から、はっきりとそういったことを取り交わしておりますので。

植村委員

取り交わして、それがどこまで有効かと、居住権等々、ありますので。

交わしていても、3カ月滞納したから、出て行きなさいって言って出て行く人もいれば、いやいやって言って居座る人もいると思うんです。

その辺、しっかりとした法的根拠で、対処しているのか。

多田公園住宅係長

滞納になってきますと、現年度分、今だったら令和2年度ですけれども、その時点で入居された方について、滞納があった場合、未納になると思いますけれども、初期の段階で、電話なり、あとは、臨戸訪問なりをして、納入を促しているのが現状でありますので、過去の滞納者につきましては、督促通知を出したり、出向いたりしているのか現状であります。

これから入ってくる人間で、いかに滞納をされるかっていうのが、こちらも、なるべく滞納を出させないようにということで、そういうことは、入居の段階で、進めていきたいなどは思っております。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

では、ないようですので、町営住宅条例の一部改正についてはこれで閉じたいと思います。引き続き、建設管理課所管「幌延町簡易水道事業経営戦略案について」の説明を求めたいと思います。

島田建設管理課長

「幌延町簡易水道事業経営戦略（案）について」ご説明いたします。

総務省では平成26年8月29日付けの通知文書において、公営企業については、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、普段の経営健全化への取り組みが求められていることから、公営企業が住民の日常生活に欠くことの出来ない重要なサービスを提供する役割となるように、中長期的な経営の基本計画である、経営戦略を策定するように要請されており、平成28年1月26日の通知文章では、全ての公営企業は平成32年度末までに経営戦略を策定するよう義務付けられました。こうした状況を踏まえ、幌延町としましても、今後の良質な水道サービスを持続的・安定的に提供していくための指針として幌延町簡易水道事業経営戦略を策定するものであります。

経営戦略の内容などについて、担当の宮下係長よりご説明させていただきます。

宮下上下水道係長

それでは、経営戦略（案）内容について、ご説明いたします。

お配りいたしました、幌延簡易水道事業経営戦略（案）の1ページ目をお開き下さい。

1ページ目は簡易水道事業の事業概要について記載しております。

事業の現況については、幌延簡易水道は、昭和30年1月1日計画給水人口3千人、問寒別簡易水道は、昭和32年12月1日計画給水人口1,200人で供用開始しております。また、現在の農業水道を含まない幌延地区、問寒別地区の合併を行い令和2年4月1日に計画給水人口2,080人で簡易水道事業を進めております。

施設については、幌延地区では地下水、問寒別地区は表流水を水源として、2施設3配水池となっており、管路延29,291m、施設能力は日当たり910m³、施設利用率は約62%となっています。

料金については、令和2年4月1日に消費税増税に伴う料金改定をおこない、記載されております料金表のとおりとなっております。

2ページ目をお開き下さい。

簡易水道事業の組織については、建設管理課管理グループ内において、技術職2名、事務職1名の計3名で業務を行っています。

(2) これまでの主な経営健全化の取り組みとしましては、水道メーターの検針業務、メーターの取り換え業務などを委託する民間活用、令和2年度に幌延地区、問寒別地区の簡易水道の認可統合を行っています。

次に、(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析について、別紙1「経営分析表」をご覧ください。

経営比較分析表とは、各公営企業において、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するために、ほかの公営企業との比較を行えるよう取りまとめられたものです。

それでは、内容について説明いたします。

①の収益的収支比率については、給水収益や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているかを表す指標であります。

該当指数は、100%以上になっていることで単年度の収支が黒字であることを示し、100%未満の場合は、単年度の収支が赤字であることを示し経営改善に向けた取り組みが必要になることとなりますが、100%未満であっても、右肩上がりであれば、経営改善に向けた取り組みが成果を上げている可能性があると言えるものであります。

幌延町の状況は平成27年度と比べると上昇傾向にあると分析することができ、類似団体と比較しても高い数値で推移しております。

④企業債残高対給水収益比率については、給水収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標となっております。当該指標については、明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較等により本町の置かれている状況を把握・分析することができます。本町の状況については、企業債残高が低水準で推移していることから、類似団体の比較としても、極めて低い数値となっております。ただし、今後の施設更新に伴い、企業債残高の増加に伴う当該数値の増加が予想されます。

⑤の料金回収率については、給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標となっております。当該指標は、料金回収率が100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味しております。本町の状況については、100%を下回っている状態であるものの、類似団体と比較して高い水準となっております。

⑥給水原価については、有収水量1m³あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標であります。当該指標については、明確な数値基準はありませんが、幌延町については、類似団体と比較してやや低い水準となっております。

⑦施設利用率については、1日の排水能力に対する1日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正な規模を判断する指標となっております。当該指標についても、数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望まれます。本町の状況については、施設利用率は類似団体平均を上回って推移しております。

⑧有収率については、施設の稼動が収益につながっているかを判断する指標であります。

当該指標は、100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言えます。本町においては、過年度から高い水準を維持しており、他団体と比較しても高い水準となっていることから施設の稼働が収益につながっている状況であると言えます。

2. 老朽化の状況のうち、③の管路更新率については、当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できる指標となっています。更新事業がなかった年度については、0となっています。

全体を総括すると、現状における本町の簡易水道事業は、類似団体と比較し経営面での数値は安定していると言えます。しかし、今後、人口減少に伴う料金収入の減少が予想され、さらに老朽化が進む施設更新を行う必要があることから、これまで以上に経営の健全化・効率化を図っていく必要があります。

以上が、経営比較分析表等を活用した現状分析となります。

それでは、経営戦略（案）2ページ目にお戻りください。

2. 将来の事業環境については、まず初めに（1）給水人口の予測を行っています。

給水人口予測の推計にあたっては、第6次幌延町総合計画に用いられた将来推計人口を基に、給水人口を予測しておりますが、将来推計人口の減少に伴い、給水人口も減少する見込みとなっています。

次に、（2）水需要の予測につきましては、先ほどの給水人口の予測、用途別に過去5年の実績及び大口使用者の需要見込みを加味して試算しており、こちらも給水人口減少に伴い減少する傾向となります。なお、大口使用者の需要見込みとして、平成30年度より工事関係宿舎の水道利用が始まったことから、増加傾向となっておりましたが、令和5年度以降は、工事の終了に伴う有収水量の減少を予想しています。

3ページをお開き下さい。

（3）料金収入の見通しについては、（2）の水需要の予測による有収水量×供給単価（直近の実績値）により試算しています。使用料収入についても、需要予測が減少傾向にあるため、同様に減少傾向となっております。

（4）組織の見通しとしましては、現在4名で業務にあたっていますが、簡易水道と下水道事業を兼務していることから、これ以上の人員削減は難しいものと考えています。

次に、4. 投資・財政計画につきまして、別紙2として添付しております投資・財政計画をご覧ください。

前々年度及び前年度については、決算額を記載しています。

令和2年度については、今年度の決算見込額を、令和3年度は、当初予算額をベースに記載しております。令和4年度以降については、今後の整備計画を想定し、財政計画を立て、全体で10年間の事業計画を記載しています。

①の投資について説明いたします。

簡易水道事業は、昭和30年頃から供用開始しており整備初期の物になると約50年経過しており、施設更新を計画的に実施する必要があります。今後の建設改良費については、耐震性の低い铸铁管の更新等行う予定として、資本的支出のうち、建設改良費に概算事業費を計上しています。

②財源については、主な収入は、料金収入、地方債及び一般会計繰入金となっております。料金収入については、令和2年度に料金改定を行っておりますが、先ほど説明いたしました

たとおり、給水人口の減少に伴い料金収入が減少する見込みとなっています。

地方債については、管路更新事業に係る建設改良費の財源としての借り入れを計上し、一般会計繰入金については、地方債償還に係る財源として充当しています。

4 ページ目をお開き下さい

③投資以外の経費については、直近の実績を踏まえ、経費を計上しています。

営業費用の内、職員給与費は、簡易水道特別会計で支出している職員の2名分を定期昇給分として毎年2%増で積算しており、その他経費については過去5年の平均額を計上しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要については、項目毎に記載しているとおりでありますが、①投資の合理化・費用の見直しについての検討状況等のうち、広域化の検討については、地理的条件が悪いことから、ハード面の広域連携は難しいため、ソフト面での連携を検討していきます。ソフト面での連携については、現在、北海道が主体となって、事務や維持管理の共同実施や薬品の共同購入など、ソフト業務の連携シミュレーションを行っておりますので、当町にとってメリットがあることについては連携していきたいと考えています。

次に、②財源についての検討状況等のうち、料金については、給水人口の減少による料金収入の低下や老朽化した施設等の更新事業による支出増が予想されることから、企業会計の概念であります、独立採算性を考えると、今後、水道使用料の増額改正を検討しなければならない状況にあります。

ただし、検討にあたっては、住民への負担増加を考慮し、実施時期や改定内容を慎重に判断し、上下水道全体において適正な使用料収入になるように進めます。

最後になりますが、本経営戦略はP D C Aサイクルに基づく進捗管理を行い、今後の戦略に反映させながら、継続的に運用していきます。

以上、幌延簡易水道事業経営戦略(案)の内容についてご説明させていただきました。

斎賀委員長

はい、ありがとうございました。ただいまの幌延町簡易水道事業経営戦略案について、皆さんから御意見を伺いたいと思います。挙手をして指名を受けてから発言してください。

植村委員

この最後の投資・財政計画ですけども、今の説明で、この前の委員会で説明があった上幌、問寒別の農業用水が上水道として、この中に事業として入ってくるのを見越した数字か、それとも、現状の、町の簡易水道、上水道の数字だけなのかその辺。

宮下上下水道係長

はい、お答えします。

今現状の簡易水道事業としての計画です。

一応、計画としまして古い管の中鉄管、町なかに走ってるやつを更新していこうという計画になっておりますので、農業水道関係の費用とかは入っておりません。

植村委員

そうなると、現状では、こういう数字が出て、なおかつ、差引きすると赤字、まあ若干ですけど赤字の経営にならざるを得ないということなんですけども、営農用水の浄水化させたやつが入ってくることによって、料金設定によると思うんですけども、どのぐらいの赤字幅

になるのか、予想っていうか、概算で計算しているんですか。

島田建設管理課長

結論から言うと概算でまだ計算はしておりません。

産業振興課のほうで、今、整備進めてますけれども、山本課長以下でいろいろとその料金設定については庁内でもまだ協議はしている段階でして、今後、理事者とその料金設定、その地域ちいきで料金が全然違いますので、その辺をどうしていかうかということも協議していかうかなと思ってます。

先ほど、宮下係長からも言ったとおり、この今回の経営戦略については、今既存の幌延地区と問寒別地区のこの簡水としての経営戦略について策定するものであって、今後、農業用水道が統合して、簡易水道となったときには、また、改めてこの経営戦略自体も策定し直してということになってくると思います。

また、公営企業会計のほうにも、令和5年度以降、移行していきますので、基本的に植村委員が御心配されてるとおり、幌延簡水並びに問寒別の簡水についても、施設の老朽化が進んでますのでそちらのほうの更新も出てくるだろうと。それプラス、農業のほうで整備したのも全部、公営企業会計のほうで見なきゃいけないということになると、基本的には、その分、維持管理についてですね、その分を独立採算制という観点からいうと、料金を上げていくというようなことにはなっていくんでしょうけれども、ただそこについては、国のほうで言っているその高資本費っていうことで、建設改良費にかかる部分、それを全て料金に反映しなさいよっていうのはなかなか難しい。そこで、一般会計からの繰出しについては、交付税のほうで、国のほうは見るとは言ってはいるんですけど、その辺も今後いろいろと検討してかなきゃいけない部分なのかなと。

ただし、何度も言いますが、その料金に反映させるとなると、町民の方にはいろいろと負担が出てくるので、農家の方々の負担のことも考えなきゃいけないでしょうし、その辺については、結構大きな課題かなというふうには思ってます。

斎賀委員長

ほかに意見ありませんか。質問ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これはまた、戦略だから、一年毎にまた委員会に報告あるんですか。

(「ないです」の声あり)

ないですか。はい。

それでは、幌延町簡易水道事業経営戦略案について閉じたいと思います。

続いて、保健福祉課所管「インフルエンザの予防接種費用助成範囲の拡充について」であります。

村上保健福祉課長

それでは、インフルエンザ予防接種費用助成範囲の拡充について説明させていただきます。

現在、インフルエンザ予防接種につきましては、65歳以上の方及び60歳以上で障害等級1級相当程度の心臓、腎臓、呼吸器など特定の機能に障害がある方は、予防接種法で定める定期予防接種として、接種費用の全額が公費負担となっております。また、定期予防接種対象外の方のうち満1歳から15歳までの児童につきましては、町の行政措置予防接種とし、接種費用の全額を助成しておりますが、16歳以上64歳以下の方につきましては、接種費

用の全額を自己負担いただいております。

このたびの全国的な新型コロナウイルスの流行により、インフルエンザ予防接種の需要が高まっていることや、来年度から、幌延町国保診療所において、インフルエンザ予防接種料が値上げとなること等を踏まえ、予防接種によって疾病の発症と重症化を防ぐとともに、まん延を予防しての健康保持増進や経済的負担軽減を図ることを目的とした任意予防接種費用助成事業の助成範囲を拡充することといたしましたので、その概要について説明をさせていただきます。

説明は担当である保健推進係長 得能からさせていただきますので、よろしく願いいたします。

得能保健推進係長

拡充内容について御説明いたします。

令和2年度まで、接種費用1回当たり3,200円でしたが、令和3年度から1,300円値上がりし、4,500円の予定となっています。令和2年度については、中学生以上と65歳以上については無料、高校生と一般は、全額自己負担でしたが、令和3年度からは、16歳から18歳の高校生も無料。19歳から64歳の方は、自己負担2千円を予定しております。

2番の助成金額についてですが、①の16歳から18歳の高校生については、町の助成額4,500円。見込数を、対象者49名のうち、20名を見込んでおります。

②番の19歳から64歳の一般の方については、一部助成ということで、自己負担2千円町助成額2,500円。見込数を5百人程度と見込んでおります。

3予算につきましては、高校生については4,500円×20回分で9万円。19歳から64歳の一般につきましては2,500円×500回分で125万円。インフルエンザに関する予算については総額590万7,500円となっております。

4償還払についてですが、インフルエンザ接種費用の助成につきましては、原則、国保診療所で接種する方に対し助成しております。やむを得ない事情、入院、施設入所、学業のため町外に長期滞在の方については、償還払いで対応しておりますが、令和3年度からは、助成範囲の拡充に伴い、下線部の町外の学校に通学しているため、診療所での接種が難しい方、主に高校生を想定していますが、同じく償還払い対応の予定であります。

資料の説明につきましては以上となります。

斎賀委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまのインフルエンザ予防接種費用助成範囲の拡充について、委員皆さんから意見を伺います。

植村委員

以前から、町政懇談会等々で、もうちょっと拡充出来ないのかというような意見が出てたということで、それをもって今回こういう説明になったと思うんですけども、いいことだなと思うんですけども、この一番下の償還払い対応という部分の、町外の学校に通学し、通学してるだからいいのか。幌延に住んで、町外の学校に行って、やむを得ない、町外で、インフルエンザの予防接種したという人に対してですね。旭川だ、札幌だって行って、親が幌延に居って、そういう感じじゃないですもんね。

村上保健福祉課長

基本的に対象者につきましては、幌延町の住民基本台帳に登録されているものということで、高校生については住所を持たずに、幌延町に住所を置いたまま、町外の学校等に通われてる方もいらっしゃいますので、そういう方については対象とさせていただく予定であります。

植村委員

昨年のインフルエンザの予防接種で、ちょっと私も気になったことがありまして、というのは、一般の人たちは、それなりに指定された時間でインフルエンザの接種を受けたということなんですけど、学生、小学生、中学生に関して、なかなか学校生徒の授業時間と時間が合わなかったということがあったようです。学校の授業を休んで来てくださいますとどこまで言われたとかっていう話も聞いてますんで、その辺のここのないような解消方法、何か、恐らく耳に入ってると思うんですけども、何か検討されたのかお聞きします。

岩川副町長

時間の予約制ですか、そういうことで、コロナの関係もあってですね、時間設定をちょっと厳格にさせていただいたということで、一人をそこで弾力的にやってしまうと、また、次から次へということでそういう対応をせざるを得なかったのかなというふうには理解していますけども、少しその辺の反省も踏まえてですね、今後どういう対応をとっていくかということは、検討していきたいなというふうに考えております。

斎賀委員長

ほかに委員からありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、以上でインフルエンザ予防接種費用助成範囲の拡充については閉じたいと思います。

引き続き「新型コロナウイルス感染症対策について」の説明を求めたいと思います。

村上保健福祉課長

それでは、新型コロナウイルス感染症対策について、お手元に配布させていただいております資料により説明をさせていただきます。

本日、説明させていただきます項目としましては、表紙に記載しておりますとおり、新型コロナウイルス感染症対策事業の概要について、新型コロナウイルス感染症に伴う入院等交通費助成について、新型コロナウイルスワクチン接種体制の予定についての3点です。

1 ページをお開き願います。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策事業の概要についてですが、昨年5月と9月の常任委員会において、第1次及び第2次の事業計画について御報告させていただいておりますが、この度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次交付限度額が内示され、実施計画を提出するにあたり、実施予定事業をまとめましたので、その概要を説明させていただきます。

第3次で新たに実施する事業は、感染予防対策として、感染拡大時用に備蓄する物品の追加・幌延小学校体育館換気設備改修の実施設計及び改修工事・総合体育館アリーナの吸排気設備の増設及びトイレ洋式化等の実施設計及び改修工事・国保診療所の救急入口等改修の実

施設及び改修工事、地域経済回復・活性化として・地域内消費拡大プレミアム商品券発行経費補助、新しい生活様式の確立として・行政情報発信環境の整備・強化を目的とした自治体ネットワーク改修の6事業です。うち、幌小体育館改修、総合体育館改修、国保診療所改修の工事経費、及び、プレミアム商品券発行経費補助につきましては、令和3年度への繰越を予定しております。

2ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策事業についてまとめた表となります。表の下に、地方創生臨時交付金の交付限度額を記載しておりますが、第3次までの交付金限度額の合計額は、2億575万円で、うち第3次事業への充当額は、第3次交付限度額5,465万8千円に、第2次交付限度額1億1,449万8千円のうち、第2次事業への充当額8,759万2千円を差し引いた残額2,690万6千円を加えた8,156万4千円となります。表中、対策事業欄の緑文字が第3次新規事業で、青文字が第3次で内容追加した事業となり、各事業の総事業費につきましては記載のとおりです。その他事業につきましても、事業確定等による精査を行い、交付金の充当調整等を行っております。

次に3ページをお開き願います。

2点目の幌延町新型コロナウイルス感染症に伴う入院等交通費助成についてです。

本町におきましては、今のところ感染者の確認がありませんが、感染が判明した者は、保健所から指定される医療機関若しくは宿泊療養施設等での治療・療養を行うこととなり、保健所が用意した車両で医療機関等へ移動することとなりますので、往路の移動経費負担は発生しませんが、帰宅時の移動につきましては各自手配することとなり、全額自己負担となることから、罹患者世帯の経済的負担軽減を図ることを目的とした一部助成事業を実施しようとするものです。

助成内容につきましては、4ページの要綱案をご覧ください。

第1条で、ただいまご説明いたしました内容を目的とし、第2条で、対象者を新型コロナウイルス感染症PCR検査等の検体採取日において、本町に住居基本台帳法に基づく届け出を行い、現に居住している感染患者で町外指定医療機関等で治療等を行ったものとし、ただし書きで、町税等の滞納がある者を除くこととしています。第3条で、助成金の額は治療等を行った指定医療機関等の所在市町村の主要駅から助成対象者の居住地の最寄駅までのJR片道運賃相当額に特急料金及び座席指定料金を加算した額とし、1回あたりの上限額を1万円としています。第4条で、治療等を終了した日から1カ月以内に、治療等を行った医療機関等の名称及び治療期間が確認できる証明書を添えて申請することとしています。第5条で、交付決定の通知、第6条で、交付決定から30日以内に支給すること。第7条で、虚偽申請による交付を受けたことが明らかになった場合の決定の取消し、当該助成金の全部又は一部を返還させることができることとしています。

3ページにお戻り願います。

助成金額についてですが、本町の住民が感染確認された場合の対応としましては、基本的には市立稚内病院に入院となるとの事ですが、病床が満床の場合や無症状者の場合は、旭川市若しくは札幌市の宿泊療養施設での療養となる予定であることから、それぞれの主要駅から幌延駅までのJR料金、稚内市の場合は3,170円、旭川市の場合は7,240円、札幌市の場合は9,990円を基準額とし、最寄り駅が幌延駅以外の地域に居住されている方に

については、幌延駅から当該駅までのJR料金を加算した金額を助成対象額としたいと考えております。また、1回あたりの上限額につきましては、道外への出張や旅行中の発症等も想定されることから、稚内保健所管内で感染確認された場合の療養先として想定されております地域のうち、一番遠方となる札幌市からの移動経費程度に設定することが妥当と判断し、1万円に設定しております。本事業予算につきましては、本年度予算を3月補正にて1名分1万円、来年度当初予算にて5名分5万円の予算案を3月定例議会にて提出させていただいております。議決をいただけましたら、即日要綱制定の事務手続きを行い、本年度中に事業開始したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

5ページをお開き願います。

最後に新型コロナウイルスワクチン接種体制の予定についてですが、接種対象予定数は、本年1月末日現在住民基本台帳人口に基づく参考人数となりますが、今月から優先接種が開始される予定である医療従事者が59人、4月中旬から下旬にむけて接種開始を目指していると言われております65歳以上高齢者が686人、65歳以上高齢者の次に優先接種者とされている基礎疾患を有する者が約150人、こちらは厚生労働省が目安として示している総人口の6.3%で推計した人数となっております。高齢者施設等の従事者が130人、こちらは、こざくら荘及び北星園の職員総数です。その他、一般接種対象とされている方のうち60歳から64歳の方が175人、16歳以上59歳以下の方が777人となっており、資料に記載が漏れておりますが、総人口2,271人から、接種対象外年齢の15歳以下の児童294人を引いた、1,977人が予定総数となります。

接種方法及び接種会場につきましては、医療従事者が幌延町国保診療所での個別接種を予定している以外、幌延地区は幌延町保健センターを、間寒別地区は間寒別生涯学習センターを接種会場とし、集団接種することで準備を進めております。

6ページに集団接種会場の体制案を記載しておりますが、接種に従事していただく田川所長等と調整中でありますので、今後変更となる可能性がある事を御承知おき願います。現在のところ、医療スタッフ含め15名程度の人員が必要であると考えています。

7ページをお開き願います。

今後のスケジュールにつきましては、3月下旬に住民周知を開始し、65歳以上高齢者に対しクーポンを発送することを予定し準備を進めておりますが、その後の予定につきましては、ワクチンの分配時期や数量等の詳細が確定していないことからスケジュールがたてられない状況にあります。しかしながら、国から詳細が示された後、速やかに接種開始できるよう、出来ることから検討、準備をしているところでございます。現在検討しております接種日は、田川所長が集団接種会場にて従事している間、国保診療所において一般診療を行う出張医が確保できた場合は、週2日程度の平日に設定する案と、出張医が確保できなかった場合、土・日で実施する案など、様々な想定をしながら調整しているところであり、今のところ決定事項としてお伝えできる状況にないことを御理解いただければと思います。

その他、8ページにかけて参考事項として4点ほど記載させていただいておりますので参照いただければと思います。

以上、新型コロナウイルス感染症対策についての説明とさせていただきます。

齋賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの新型コロナウイルス感染症対策について、委員の皆さんから意見を伺います。
氏名を受けてから発言してください。

植村委員

①の接種対象予定数の中で、消防救急職員というのは、医療従事者の中に含まれているの。
それと役場職員、保健師さんを初めとする役場職員はどこに含まれているのか。

村上保健福祉課長

救急隊につきましては、医療従事者としての範囲に含まれております。こちらの医療従事者の範囲につきましては、幌延町内では、診療所、歯科診療所、トナカイ調剤薬局、消防・救急のほうが、対象という形になっておりまして、こちらの優先接種1の範囲に、臨時接種会場で従事する者も含めることが可能というふうにはされておりますけれども、基本的には、感染が疑われる者との接触がある場合ってということでの優先接種ということですので、本町としましては、まだ、今のところ、感染者が発生していないという状況でありますので、臨時接種会場で従事する職員については、一般という扱いで皆さんと同等の扱いというふうで今のところ考えているということであります。

植村委員

職員にすれば、リスクあるね。以前もちょっと気になったんですけど、うちの場合は結構、町外から長期在留者っていうのが多いという町ということなんですけども、その辺の対応っちゅうのは、特例でここでできるのかどうなのか。

村上保健福祉課長

すいません説明省略してしまったんですけども、8ページの最後に、(4)として、接種場所の原則と例外ということで記載させていただいておりますが、原則としましては、住民票の所在地市町村で接種を受けることとなっておりますが、やむを得ない事情による場合については、住民票所在地の市町村以外で接種を受けることができるとされておりまして、その範囲としましては、出稼ぎと町外の学校に通学されているですとか、そういう場合は、町外でも接種できるというふうになっておりまして、市町村への申請が必要な場合と必要ではない場合というのがありまして、申請が不要の場合は、長期入院ですとか入所もしくは、基礎疾患を持っての方が主治医の医療機関で接種する場合、こういう場合につきましては、市町村への申請なしで、町外でも接種できるということになっておりますが、仕事をですとか、学生、あとは出産のために里帰りしているだとか、こういう場合については、接種したい市町村への申請を行って、許可をいただいた後に接種できるというような流れで、今のところ国から通知が来ているということでございます。

植村委員

これは、事前に接種を受ける個人に自治体もしくは国から受けれますよってという案内なんかは、あるんですか。券みたいなのが来るんですか。

村上保健福祉課長

接種可能となりましたら、御案内とクーポンが各個人に住み票所在市から住所地へ届くこととなります。そのクーポンが届いた後に、各医療機関等々への予約をして、接種という流れになります。

斎賀委員長

ほかに質疑、意見ありませんか。

佐藤委員

今、課長が言ったように、医療関係者は優先的に受けていくと。だけど、担当する方は、一般と同じだと。これは優先的にならないものなんですか。例えば、役場のこういう担当者が、もし、なったら、大変なことになっていくだろうし、業務にも支障をきたすんじゃないかなと思ってはいますが、特に町長、副町長が、これにかかっちゃったら、えらいことになるんで、先導者がいなくなることも、これは想定もされるんで、その辺も優先的にはやっぱり難しいんですか。

村上保健福祉課長

先ほども少し説明させていただいたんですけども、感染の疑いがあるものと接触する可能性がある職員に限って優先での接種を認めるというような位置づけをされておりまして、接種会場で感染が疑われる方も来ないとは限らないと思うんですけども、担当課としての考え方としては、感染防止対策を徹底した上で、接種会場を作成し、そこで接種をするという前提のもとで、集団接種会場での接種を決めていることから、職員等については、優先接種には含めずに、町民の皆様と同じ扱いで、一般接種というようなことで考えたところであります。

齋賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、以上をもちまして「新型コロナウイルス感染症対策については」閉じたいと思います。

以上で保健福祉課所管全て終了となります。ありがとうございます。

続きまして、調査事項 住民生活課所管「ペンケウブシ川への油流出の現状について」の説明を求めたいと思います。

早坂住民生活課長

ペンケウブシ川への油流出の現状について、住民生活課から説明させていただきます。

本件につきましては、すでに新聞報道等もされ、内容等ご存じの委員もいるかと思いますが、経緯などを含め、その内容について説明させていただくものであります。それでは資料に基づきまして説明させていただきますが、資料は時系列で概要を記載したものと、図面を付けておりますので、2種類ともにご覧いただきながらお聞きいただければと思います。

まず初めに、ペンケウブシ川への油流出との関係性は断定されていませんが、幌延郵便局において発生した灯油流出事故について説明させていただきます。

1月18日になりますが、図面の①幌延郵便局において灯油の流出事故があった旨、幌延消防署経由で町に報告が入りました。灯油流出となりますと、水質汚濁防止法がその根拠法令となりますので、所管である宗谷総合振興局環境生活課へ連絡を入れ、即日、担当者が来町。郵便局への現地調査が入っております。調査の結果ですが、灯油の推定流出量はおよそ2,500リットル。原因は屋外点検口内の灯油配管接続部が断裂したことであり、調査当日現在で修繕済みとなっており、問題なく復旧していたという状況です。

振興局による聞き取りにより、流出した灯油は点検口からあふれる構造ではないとされ、地中に染み込んだ可能性が高いものと判断されました。その結果、郵便局からは事故報告書の提出が必要になることと、染み込んだ土壌の除去作業の要請がされるものとして、本件は

この時点で幕引きとなりました。

次にペンケウブシ川への油流出についてですが、2月2日、北海道の工事担当者からペンケウブシ川の幌延橋付近、図面の下の方②部分で油臭がするとの情報が入りました。これを受けまして、翌日3日、郵便局案件と同様の根拠法令の元、宗谷総合振興局と町担当で現地確認を行いました。結果、図面③の黄色い矢印で示している、町が管理している明渠排水から油が流出していることが確認されました。ただ、この段階では、この明渠にどこから水が流れ込んでいるかを把握できていなかったため、振興局としては先に説明しました郵便局案件との関連の疑いはあるものの断定はできないとして、別件で調査を進めることとなり、明渠の管理者である町に調査が依頼される形となりました。その後、消防署職員の協力などもいただきながら、明渠内の調査等を実施し、明確な原因はつかめないものの、油膜は確認されることから、逐次、流出対策をとっております。

これらを受けまして、2月6日には北海道新聞に、振興局が原因調査を町に対して依頼した旨、記事が掲載されました。

2月9日、町の建設管理課から、道道の道路排水、図面の薄い青と濃い青の矢印になりますが、その道路排水の流れが分かったとの情報提供があり、最終的には、町が管理している明渠、黄色の矢印へ流れ込んでいることも判明しました。これを受け、道道の道路排水を振興局サイドで確認したところ、濃い青の矢印部分から、油膜が確認され、同時に吸着マットの設置対策がされました。なお、薄い青色の矢印部分からは油膜は確認されなかったとのことです。

2月12日には、郵便局との関連性も疑われるため、図面の①付近、緑色の矢印部分になりますが、2条件通線においても道路排水を調査。同じく油膜が確認されたことから道道の排水と同様の対策をしたところでした。

現在は、灯油流出されているペンケウブシ川の下流にある、天塩川本流への流出を防ぐべく、国、道、町、それぞれ所管する場所において、吸着マットやオイルフェンスの設置等の対策を行っています。また、今後についてですが、本件の主担当である宗谷総合振興局としては、これらの調査結果、状況を踏まえて、原因者の特定を含めた、今後の方針を決定するものと思われます。なお、本日現在で原因者の特定はされていないのが現状となっています。

以上、ペンケウブシ川への油流出の現状についての説明とさせていただきます。

斎賀委員長

ただいまのことについて、委員の皆さんから何かありましたら発言してください。

高橋秀明委員

私のところにも、早坂課長、中山さんが来て、いろいろ、調査に協力した関係で、協力っていうか、わかっている範囲で、だから、結論から言うと郵便局は怪しいけども、星ではないかもしれない。そういうような結論で振興局の推移を見守っているところっていう理解でよろしいでしょうか。

早坂住民生活課長

まだ結論というのが、出てないというのが状況となっております。今現在ですね、そういった情報等を踏まえまして、振興局としましても、郵便局への聞き取りですとか、そういったものも含めて行いながら、あとはですね、郵便局サイドがどのような決断をするのかということになってくると思うんですけども、最終的に判断するのは、宗谷総合振興局

のほうで、最終的な原因者についての特定を行っていくということで、町としてはその結果を今のところ注視しているというような状況です。

高橋秀明委員

ここ一週間ぐらい私もちょっと町外に行っていたこともあるんですけども、一週間ぐらいは、臭いはしなくなったかと思うんですけども、そういう感じで、今後、臭いについては、起こり得ないという形で捉えてよろしいでしょうか。

早坂住民生活課長

町におきましてはですね、この黄色の明渠の部分が、町の管理部分となりますので、毎日というわけではないかもしれませんが、定期的にですね、状況を確認しております。それで、今のところですけども、この明渠排水の中では、油膜は確かに確認はされなくなってきました。それで、最終的にこの明渠からですね、この道のペンケウブシ川に流れ込んでいるこの河口あたりで、まだちょっと油膜は確認されているような状況ですけども、当面ですね、この排水を流している油膜に関しましては、薄まってきているのかなというような状況で、今後、濃くなるってことはないのかなというふうには感じておりますけども、その辺りも含めて、今調査を進めているという状況でございます。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

以上をもちまして「ペンケウブシ川への油流出の現状について」は閉じたいと思いますので、また、よろしくをお願いします。

続きまして「令和3年度国民健康保険税率等の方針について」の説明を求めます。

早坂住民生活課長

令和3年度における幌延町国民健康保険の税率等について、住民生活課から説明させていただきます。

本件につきましては、国民健康保険事業の北海道平準化を見据え、平成30年度から令和2年度までの3年間につきましては、繰越財源から各年500万円を投入することで税率の上昇を抑え、北海道の国保運営方針が見直される令和3年度において新たに税率の考え方を見直していくということで説明させていただいておりました。

それらを踏まえ、令和3年度の試算をしたところ、資料の一番下の表になりますが、納付金収納必要額、いわゆる税込確保必要額8,920万5,930円に対し、現行税率による収納見込額が8,126万8,091円となりますので、差し引き793万7,839円が不足することとなります。この不足額に対しては、保険税率を上げるなどの対応により財源確保が必要となります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで国において行われてきた法定課税限度額の変更が見送られ、また、本町におきましてもPCR検査陽性者が出ていないとはいえ、少なからず影響があったものと推察されることから、令和3年度につきましては、税率を据え置き、限度額につきましても改正を見送ることとして、国民健康保険運営協議会においても承認をいただいたところです。

なお、税率を据え置くことで、生じる不足額についてですが、令和3年度については基金から繰り出すこととして対応したいと考えております。これにより基金と繰越金を併せた調

整財源は令和3年度末で4,190万5,161円になる予定です。

最後に、今後の方針についてですが、現在の北海道の運営方針が令和5年度までとなっておりますので、それまでを一つの区切りとして、保険税率の改正を行うかなどを都度検討していきたいと考えています。

北海道における保険料率の統一は令和12年度からを予定しているということですので、それまでの間、被保険者への税負担が過大とならないよう、基金の運用も含め、適切な国民健康保険事業の運営に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

なお、資料2ページ目には、宗谷管内他市町村の税率一覧表を付けておりますので、参考にさせていただければと思います。

以上、令和3年度における幌延町国民健康保険の税率等についての説明とさせていただきます。

齋賀委員長

はい、ありがとうございます。

ただいまの「国民健康保険税率の方針について」皆さんの意見を伺いたいと思います。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、令和3年度国民健康保険税率等の方針についてはこれで閉じたいと思います。

3 その他。

早坂住民生活課課長

すみません。別件で一件よろしいでしょうか。

調査事項の中には含まれていないんですが、さっきのですね、補正予算で組ませていただいておりますけども、「旧サロベツ清掃組合最終処分場周辺の水質検査について」の結果が出ましたので、取り急ぎご報告いたします。

内容につきましては、以前の常任委員会でご報告させていただいておりますので、割愛させていただきますが、結論から申し上げますと、近隣の生活用井戸水と処分場跡地付近での計2か所を検査したところ、いずれも10数年前の数値からほぼ変わっておらず、環境にも影響が出ていないことがわかりました。

このことを受けまして、今後、北海道とも協議の上になりますが、担当としては数年周期での定期的な検査を実施していきたいと考えているところであります。また、最終処分場の跡地処理の件に関しましても、国への補助要請と並行して、共同設置者である豊富町と協議を進めていきたいと考えておりますので、ご承知おきいただければと思います。以上です。

齋賀委員長

ありがとうございました。

その他、皆さんありますか。

(「ありません」の声あり)

はい。以上もちまして、第2回まちづくり常任委員会の全ての調査事項を終了します。

御苦労さまでした。

(17時11分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員長 齋賀弘孝

以上、記録する。

主事 満保希来